

# 東アジアの冷戦体制形成期における住民虐殺

——沖縄・台湾・濟州島を中心に——

徐 玄九<sup>1</sup>

## Civilian Killings in the Period of the Formation of the Cold War in East Asia : Focusing on the Cases of Okinawa, Taipei and Jeju Islands

SEO Hyunkoo<sup>1</sup>

**要旨：**沖縄・台湾・濟州は、中国・日本・米国などの新旧帝国の欲望が交差する「場」であり、この複数の帝国と多層的な関係を維持してきた「場」でもあり、またそれぞれの国家内部の「中心」と「周辺」関係にある。そのために、冷戦体制のもつ矛盾と合わせて東アジア内部の重層的な位階の矛盾があらわれる場所なのである。沖縄／日本本土・台湾／中国・北朝鮮／韓国の分断はその性格を若干異にするが、根本的には東アジア全体のレベルからすれば冷戦体制の前提条件であった。沖縄（「住民虐殺・強制集団死」1945年）で、台湾（2.28事件、1947年）で、濟州（4.3事件、1948年）で起きた事件をそれぞれの国家の内部に限定して議論するよりも、東アジア、ひいては世界史的な文脈のなかで理解するときに初めて事件の本質がみえてくるかもしれない。とりわけ、本論で示すこれらの事件がもつ共通点は、事件発生の「時期」やそれぞれの国家の「辺境」という地理的特徴もあるが、なによりも国民国家外部の「敵」による犠牲ではなく、国民国家内部の「英雄」たちによって行われた「虐殺」だという点にある。

**キーワード：**沖縄戦、住民虐殺、強制集団死、台湾2.28事件、濟州4.3事件

### はじめに

かつて、かの戦争英雄ナポレオンをも驚かせた「非武の島」、ポルトガル人を感激させた「イリア・フォルモサ」（美しい島）、そして、三無島（泥棒、乞食、表門の無い）と呼ばれたこともあるこれらの島々は、いつしか人々が日常生活を営む場としての「島」ではなく、軍事戦略上の「不沈母艦」とされて今日に至っている。沖縄、台湾、濟州である。この「島」たちは、中国・日本・米国などの新旧帝国の欲望が交差する「場」であるだけではなく、この複数の帝国と多層的な関係を維持してきた「場（トポス）」でもある。つまり、日本本土／沖縄、朝鮮半島／濟州、中国大陸／台湾など、それぞれの国家内部の「中心」と「周辺」関係にあり、冷戦体制のもつ矛盾と合わせて東アジア内部の重層的な位階の矛盾があらわれる場所（トポス）なのである。

本論は、沖縄・台湾・濟州を媒介として東アジア全体をいま一度考え直すための試論の序説をなし、とくに東アジアの冷戦体制形成期、つまりアジア・太平洋戦争の終結と同時に始まって世界的冷戦体制の形成期におきた「沖縄戦」・「台湾2.28事件」・「濟州4.3事件」という国民国家の暴力性や被害と加害という二項対立図式では収ま

らない具体的な事柄に注目するものである。

19世紀半ばから約100年間の東アジアは紛れもなく「帝国日本の世紀」であった。しかし、1945年8月15日に、その帝国日本の「統治権の総覧者」による「お分かり下さい皆様よ」という「聖断の告知」をもって帝国日本は無条件降伏した<sup>1)</sup>。そして「一億総懺悔論」<sup>2)</sup>をもって米軍占領下の日本のは、戦後その第一歩を踏み出し、サンフランシスコ講和条約に際しては「すべての野望、あらゆる征服の欲から洗い清め」<sup>3)</sup>られたと自認して「独立日本」は再出発した。しかしながら、そのどの局面でもかつての帝国日本の仕出かしたことは「水に流された感」がぬぐえない。他方、帝国日本が消滅した空白は、「正義」の味方を自認する「冷戦帝国」の一角をなした米国があますところなく「基地」をもって埋めた。そして、この過程で朝鮮戦争が勃発して、以後の東アジアの諸地域と国々に重大な影響を与えることとなる。つまり、日本の「独立」と「復興」、沖縄の「基地固定化」、中国と台湾の兩岸分断、朝鮮半島の南北分断を確定的なものとしたのである。このような歴史過程のなかで、私たちの「アテンション（Attention）」が形成され、歪められ、固定され、再生産し続けている<sup>4)</sup>。その過程で、それぞれの国は「反共」や「安保」という名のもとに、故意に私たちの「アテンション」がある場所やある記憶に「向かないよう」に、あるいは「見えないよ

う」に仕向けたこともある。

本論では、「沖縄戦」・「台湾2.28事件」・「済州4.3事件」のそれぞれの経過と認識の変化を再確認することに主眼がおかれているが、これらの作業の先に見据えているのは、上述の意味において強制されてきた国家史を、より広い歴史的な文脈のなかで、かつ地域史の観点から再考し、自他の歴史を客観化し共有することによって、東アジアの人々の「和而不同」の可能性を探ることである。

## 1. 朝鮮戦争

「朝鮮戦争 (Korean War)」についての従来の通説は、「1950年6月25日午前4時」という「時点」と、この「時点」を基準にしてどちらが先に仕掛けたかをめぐって語られてきた傾向がある。しかし、戦争勃発の「時点」や「南侵」か「北侵」かという角度から朝鮮戦争を語ることにはさほど意味がない。なぜなら、朝鮮戦争を戦争勃発の「時点」や「南侵」であったという事実だけに矮小化させては、その後の韓国社会の傷跡や葛藤、ひいては東アジアの冷戦構造の固定、さらには、冷戦構造によって条件づけられ規定された私たちの価値観に対して盲目になるからである。朝鮮戦争をある「時点」や北朝鮮による「南侵」に矮小化させて理解するよりは、朝鮮戦争が朝鮮半島や他の国や地域でいかなる意味をもち、またいかなる影響を及ぼしたかという観点であらためて考えてみる必要がある。

このような観点からなされたすぐれた研究に和田春樹の一連の仕事がある。和田春樹は『朝鮮戦争全史』のなかで、「完全には終わっていない」朝鮮戦争を「東北アジア戦争」として捉えて、「東北アジアすべての国と島、南北朝鮮、ソ連、中国、アメリカ、日本、台湾、沖縄がこの戦争に深くかかわり、この戦争から大きな影響を受けたのであり、この戦争によってその後の東北アジアの構造が形づくられた」<sup>5)</sup>と位置づけた。朝鮮戦争に関する研究のなかで、もう一つ欠かせないものにブルース・カミング『朝鮮戦争の起源 (The Origins of the Korean War)』<sup>6)</sup>があげられる。カミングスは、また、朝鮮戦争の起源を植民地期の対立に求め、その性格を基本的には内戦と捉えた。つまり、1945年の解放以後、朝鮮半島に二つの国家があらわれて本格展開した内戦であり、そこに米・中の直接介入によって国際戦に拡大したというのがカミングスの朝鮮戦争理解である。

朝鮮戦争の結果は、周知のとおり、戦争前と戦争後の状況は何一つ変わっていない。38度線も、東アジアの政治構造も基本的には変わっていない。それどころか多大

な犠牲と消えない傷跡を残した上に、その対立と葛藤がさらに深化しただけである。このような結果に終わってしまった朝鮮戦争であったが、それがもつ意味や影響が朝鮮半島に限定されないことはすでに述べた和田やカミングの仕事を参照するだけでも十分理解できる。

以上のような文脈を念頭におきながら、あらためて朝鮮の独立運動、中国における国共内戦との関連に注目しながら朝鮮戦争が朝鮮半島や周辺地域でいかなる意味をもち、どのような影響をもたらしたかについて考えてみたい。20世紀の東アジアの歴史は戦争と殺戮の記録で埋め尽くされた。1872年に始まるいわゆる「琉球処分」、1874年の「台湾出兵」、そして日清戦争 (=東学農民戦争)<sup>7)</sup>と台湾の植民地化、日露戦争と朝鮮の植民地化、第一次世界大戦、シベリア干渉戦争、中国内戦、満州事変を経て日中戦争、そしてアジア・太平洋戦争へと続いた。これら戦争の中心には常に帝国日本がいた。戦争という暴力的な方法をもって外延を拡大させた帝国日本は、沖縄戦の敗北と広島・長崎の原爆投下という暴力的な方法で解体させられた。しかし、帝国日本が植民地支配していた地域に撒いた分裂と葛藤の火種は、いわゆる「光復」または「独立」をもって消えたわけではなかった。対立と葛藤の火種とは、具体的に植民地支配に対する態度によって「親日」・「反日」、または「漢奸」・「愛国者」で分かれて対立したことを指し、少なくとも朝鮮半島においては、そのまま、「右翼」・「左翼」という理念対立構造に再顕現したことを意味する。

そして、帝国日本の植民地統治期に撒かれた分裂と葛藤の火種は中国大陸および朝鮮半島の内戦という形で表面化した。もちろん内戦の1次責任はそれを回避できなかった中国大陸や朝鮮半島の人々にあるが、そこにいたるまでのより根本的な原因にこの分裂と葛藤の火種があったこともまた見逃してはならない。内戦として表面化したのは、中国大陸では国共内戦と台湾2.28事件、朝鮮半島では済州4.3事件と朝鮮戦争がそれであり、いずれも冷戦体制における代理戦の性格を帯びながら展開した。その後、東南アジアではベトナム戦争とカンボジア内戦に続き、1991年の中ソ紛争の終結をもって、かつての帝国日本が支配、または影響圏内に収めていたアジア地域での戦争は終わった。このように整理してみると、20世紀前半期の世界戦争と後半期の冷戦という「長い平和」が持続した西ヨーロッパと「日本本土」とはちがって、沖縄を含む東アジアはまさに「戦争の時代」を生き延びてきたことがわかる。

たとえば、沖縄では、日本復帰運動が軌道にのりはじ

める1951年5月頃から、朝鮮戦争の激化にともなって本格的な大規模の米軍基地建設が始まった。この米軍基地建設に米国・フィリピン・台湾・香港などの土建業者が携わったが、とくに鹿島建設、清水建設などの日本本土の建設会社が20社にのぼった。ある意味において、これは日本本土からみれば、朝鮮戦争による一種の「朝鮮特需」のなかの一つに「沖縄特需」があった。いわゆる朝鮮特需のなかにあつて、沖縄基地が演じた役割は大きい。沖縄は、単に基地建設だけではなく、海外買い付けの形で莫大なドルを本土資本に提供した<sup>9)</sup>。沖縄に完成した基地から朝鮮戦争やベトナム戦争へと武器と兵士が運ばれたのである。そして、その沖縄は、いまなお米軍基地問題を抱えて呻吟する声絶えない。

台湾の場合は、1949年8月、米国が「対中国白書」を発表し、国民党政府の腐敗、無能を責め、今後国民党政府を支持しないことを表明したことがある。米国の台湾政策はいわゆる「台湾の中国復帰」支持から「台湾分離」政策のなかで揺らいでいたが、朝鮮戦争の勃発をきっかけに「台湾分離」政策に大きく変化した<sup>10)</sup>。つまり、中国と台湾の分離が固定化する原因の一つに朝鮮戦争があった。

このように、周辺地域に今日につながる影響を及ぼした朝鮮戦争は、中国における国共内戦と密接な関係があった。1945年、帝国日本の無条件降伏以後、中国国民党と中国共産党との国共合作（軍閥討伐のための第一次合作1924～27年と抗日戦争のための第二次合作1937～45年の2度にわたる双方の協力関係）が分裂し、内戦が始まるとこれと連動する形で、朝鮮半島でも内戦状況が始まる。朝鮮戦争はすでにこの時期に始まったといっても過言ではない。つまり、朝鮮戦争は中国の国共内戦と並行して展開された朝鮮の左右対立の内戦の拡大状況に他ならないからである。

中国大陸での朝鮮の独立運動は、中国国民党と中国共産党地域に両分された形で展開された。つまり、重慶地域を中心とする中国国民党地域では臨時政府と光復軍が、延安を中心とする中国共産党地域では独立同盟と朝鮮義勇軍がそれぞれ独立運動を展開させた。

たとえば、朝鮮義勇軍と中国共産党の関係および国民党と光復軍の関係を示す当時の日本側の資料によれば、「朝鮮義勇軍北支隊ハ重慶傘下ニアリ…国共軋轢に依ル重慶側ノ共産分子ニ対スル圧迫ヨリ…金元鳳ハ配下より離脱シ大挙北上シ在延安中国共産党傘下の朝鮮人党员と合流して朝鮮義勇隊北支隊と称シ全く重慶傘下の本部指揮下より離れて…北支方面に於いては従来中国共産党第

十（八路軍）には多数の不逞朝鮮人分子あり。このなか武亭一派と朝鮮義勇隊左翼分子崔昌益一派が結託して中共指揮下に在支朝鮮人共産主義団体の基本組織として華北朝鮮青年聯合会を組織<sup>11)</sup>して、抗日戦争を行っていたことが確認できる。さらに、「東北抗日聯軍」は、1930年代後半、満州の中国共産党指揮下の八路軍が抗日パルチザンと連合して作った軍隊であり、この軍隊に多くの朝鮮人兵士が所属していた。それだけではない。当時の帝国日本の内務省警保局の資料によれば、「概ね全中国人が悉く居る。単に中国人のみでなく幾多の朝鮮人もある。個人的には軍に投じて抗日する蒙古人もある。抗日軍は原籍民族に論なく只抗日的でありさへすれば良いので特に朝鮮人、蒙古人、台湾人等が来て共同抗日」（傍点引用者<sup>12)</sup>戦争を戦っていた。ちなみに、この東北抗日聯軍の1路軍2軍に金日成（キムイルソン）がいた<sup>13)</sup>。

このように、朝鮮の独立運動勢力は、上海を中心とする江南地域の外交闘争路線、延安地域の義勇闘争路線、満州地域の遊撃闘争路線があったが、1945年8月15日以後、朝鮮の運動勢力は中国共産党と国民党の内戦で、それぞれに分かれて戦った<sup>14)</sup>。大まかにみれば、上海臨時政府側は国民党側に協力、東北抗日聯軍と朝鮮義勇軍は中国共産党側に協力したのである。

1945年以後、国共内戦時期に東北三省で中国共産党よりの軍力として参戦した朝鮮人の数は約63,000名に上り、延辺地域だけで約35,000名が参戦した。これは延辺地域の中国共産党軍の85%に達する数字である。さらに、金日成は1947年4月に約3万名の朝鮮独立軍を満州に移動させたが、当時の満州共産党兵力の15～20%が朝鮮人だった。ときには、直接兵力を派遣して内戦に参加し、ときには後方基地に訓練基地や病院などを建てて積極的に支援した。国共内戦以後、1948年2月から1950年3月まで10万名の朝鮮義勇軍が中国から北朝鮮地域に戻って、朝鮮人民軍前衛組織を結成した。朝鮮戦争初期の朝鮮人民軍部隊は国共内戦で豊富な実戦経験を積んだ部隊であり、だからこそわずか開戦3ヶ月ほどで朝鮮半島の南側の南東部を除いてほとんどの地域を占領できた<sup>15)</sup>のであった。

日中戦争以後、抗日戦争をともに戦った中国共産党と中国国民党は、帝国日本の敗北直後から再び敵と味方に分かれて内戦に突入し、朝鮮半島においても、ともに朝鮮の独立のために戦った者同士が植民地支配から解放された朝鮮半島で北と南に分かれて互いに銃を向け殺しあった。このように、中国における抗日戦争や朝鮮の独立運動史の結末に国共内戦と朝鮮戦争という悲劇があり、

これが血であがなった独立運動のあらゆる成果を無化させた。そしていまなお、朝鮮半島は南北に、中国は兩岸にそれぞれ分断されたままである。

朝鮮半島の分断は単純に北と南のローカルな分断ではなく、冷戦が招来した総体的分断の象徴でもある。朝鮮戦争のもつ内戦と代理戦という性格はのちのベトナム戦においても同様にみられる。抗日戦争から国共内戦、そして朝鮮戦争を戦った中国共産党の公敵は、それぞれ日本、国民党、そして米軍となるが、この中国と米国がベトナム戦においても再び戦うこととなったのである。

次に、朝鮮戦争の停戦後の東アジア地域の現状についても確認しておこう。「冷戦帝国」たる米国とソ連を中心に世界は両分され、以後長い間対立を深めることとなるが、東アジアは冷戦対立の最前線に置かれた。しかし、冷戦を文字どおり「冷たい戦争」と理解するならば、果たして「東アジアにおいて冷戦はあったか」と問わなければならない。その答えは、当然否定的である。その理由は、東アジアにおいて続いていたのは、冷戦ではなく戦争そのもの—文字通りの「熱戦」—だったからである。しかも、朝鮮戦争は周知のとおり、いまだ完全には終わっていない。休戦状態が日常化しただけである。これと関連して南基正（ナン・キジョン）は、朝鮮戦争後の休戦システムを「韓国と北朝鮮を前衛とした、米日韓とソ中朝の間の集団的対決状態のなかで、ある一方の他方に対する勝利を確定できずに軍事的緊張関係が持続するシステム」<sup>16)</sup>と定義した。南基正のいうように、東アジアの国々は「冷戦、戦争、休戦」という三つの戦争を経験した後、「冷戦でもなく戦争でもない」休戦システムのなかで生きていくことになったのである。結局、東アジアにおいては朝鮮戦争とその結果としての休戦によって、冷戦システムは休戦システムに転化し、その上を、グローバル・レベルで展開する米ソ間の冷戦システムが覆う形の二重システムが構造化したのである。この二重のシステムを構成する単位は、米ソ、中日、南北朝鮮である。「冷戦帝国」たるソ連と米国を中心に「根拠地国家」中国と「遊撃隊国家」北朝鮮、そして、「基地国家」日本と「戦場国家」韓国がそれぞれ対立・同盟関係を維持した。とくに日本は、米軍に基地を提供しながら後方の兵站基地として戦時特需をもって「復興」と「独立」を遂げた。そして、韓国はみずからの存在意義を「休戦」を通じて維持、強化させた。このように、20世紀の後半、世界的規模で冷戦が展開する間、東アジアでは休戦システムの下、二つの冷戦帝国、「根拠地国家」と「基地国家」、「遊撃隊国家」と「戦場

国家」の四つの冷戦国家の間の相互作用を基本動力として国際政治が展開した。

このような対立の分割線は、ある意味で偶然に満ちた結果によって、朝鮮半島の38度線と台湾海峡に引かれた。周知のとおり、この分割線の起源もまた植民地期までさかのぼる。つまり、「38度線は、関東軍と朝鮮軍の管轄を分けていた線分であり、また台湾海峡は抗日戦争が戦われた大陸地域と、その逆の侵略戦争の人材供給源として規定された植民地台湾との間に横たわっていた分割線」<sup>17)</sup>だったわけで、植民地支配構造と冷戦構造が連続して維持されていることがわかる。

1990年代初めからソ連の崩壊をもって世界的な冷戦は終わったと謳われているが、本当にそうであるならば、冷戦によって作り出された東アジアの分断・葛藤状況はもはやそれが維持されなければならぬいかなる正当な理由もないことになる。しかし、いまなおその状況は維持され、それがあたかも内部の対立・葛藤のように縮小解釈され続けている。

## 2. 沖縄戦

沖縄戦は、1945年3月、米軍の慶良間列島への上陸から正式に降伏調印が交わされた9月7日までを指す。この沖縄戦については、一方では「鬼畜米英」に対する「軍官民一体の祖国防衛戦争」として、他方では「国体維持」のための「捨石作戦」として語られる。いずれにしても「軍官民共生共死の一体化」<sup>18)</sup>方針のもと、「前線が消滅し、戦闘員非戦闘員の区別が消滅し、あらゆる人々が戦場に放り出された総力戦」<sup>19)</sup>だったことは間違いない。その結果、沖縄住民の4分の1が亡くなったといわれている。この「軍官民共生共死の一体化」の発想様式は、敗戦直後に出されたいわゆる「一億総懺悔論」で再び再現された。つまり、敗戦直後の日本は「軍も官も民もすべて反省し、総懺悔せよ」という政治方針を標榜し、新たな一歩を踏み出した。

沖縄戦が始まる前から、すでに戦争の勝敗は「みんなが知っている秘密」であり、天皇をはじめ、決定権をもつ者たちは「敗戦後」を見据えていた。これを裏付けるものに「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候」と始まり、「共產革命より日本を救ふ前提先決条件なれば、非常の御勇断をこそ望ましく奉存候」と終わる、かの有名な「近衛文麿上奏文」（1945年2月14日）<sup>20)</sup>がある。このなかで示されている近衛の考えに対して天皇は、「もう一度戦果を挙げてからではないと中々話は難しいと思ふ」と答えた。決定を遅らせたのは天皇のみではない。

鈴木貫太郎（当時・首相）も「沖縄戦においてある程度先方を叩いたら和議を踏み出してみよう」と考えていたし、東郷茂徳（当時・外務大臣）もまた「どこかで敵を思いきりやっつけて、日本はまだ力があるんだぞと思わせてくれなければ、外交なんてできない」と考えていた<sup>21)</sup>。つまり、沖縄戦は、負けるに決まった戦争を、一般住民を巻き添えにすることを承知の上で、交渉材料の「戦果」を挙げるために行なわれたものだが、その代償はあまりにも大きかった。沖縄を「政治的質草」として、または政治的取引の手段とするこのような態度、のちの「サンフランシスコ講和条約」に際しても、今日においても変わっていない。

## 2-1 沖縄戦の概要<sup>22)</sup>

日本軍は1944年初めの段階で、すでに「自活自戦・永久抗戦」<sup>23)</sup>を強いられたフィリピン・レイテやルソン島と南洋における本土防衛の最終防衛ラインとされていた「硫黄島」での戦いに敗れ、米軍によって制空権・制海権を奪われて物資の補給も期待できない状況に追い込まれていた。しかし、次の沖縄での戦いに備えて、1944年4月下旬から飛行場の建設工事や附属陣地構築工事を行なう一方、ほぼ時期を同じくして1944年9月までには、新しい兵力として満州などの中国の北部地域に駐屯していた第9師団、第24師団、第28師団、第62師団などが沖縄守備隊の第32軍に編入された。

1945年3月26日、米軍が沖縄の慶良間列島へ上陸した。米軍は上陸から3日後には慶良間列島内の全島を制圧し、4月1日には、沖縄本島へ「静かなる上陸」を果たした<sup>24)</sup>。そして、上陸初日から2時間あまりで、米軍を阻止するために建設した読谷村飛行場と嘉手納飛行場は米軍によって占領、利用されるようになり、4月3日には沖縄本島は南北に分断された。この結果、南部に住んでいた多くの住民は主戦場に閉じ込められてしまった。他方、北部地域でも「出血持久戦」という方針のもと、4月20日に伊江島では「一般住民、防衛隊、女子救護班、女子協力隊」までもが総突撃するが、翌日早朝に全員が死傷して終わった。

4月の初めから5月の末までに日米両軍の主力部隊は、首里城をめぐる攻防が繰り返されたが、「おおむねけりのついた」と判断した陸軍の指導者たちは、沖縄守備隊長の牛島司令官の救援要請には応じず、実質的に沖縄を見捨てて「決号作戦」（本土決戦）へと作戦をシフトさせた。このような状況のなかで、5月末に沖縄守備隊はその戦力の3分の2を失い、首里城を放棄して

沖縄本島南部へと後退を余儀なくされた。米軍は沖縄本島の南部戦線で多くの住民や日本兵が避難した洞窟に対しても殲滅作戦を展開して、その場を「血の海」と化させるなど、とても戦闘とはいええない一方的な討伐（虐殺）を大規模で行なった。6月20日を前後して日本軍の組織的抵抗がほぼ終わり、21日には米軍によって「沖縄占領」が宣言され、23日には牛島満司令官と長勇参謀長が自決した。そして、9月7日に正式な降伏調印が交わされ、沖縄戦は終結した。

結局、沖縄戦においては正規の軍人をはるかに上まわる住民犠牲を出してしまったが、何よりもまず軍の住民無視の作戦に直接的な責任がある。しかし、住民の多大な犠牲を強制し、この住民無視の作戦を実行させた根拠となつたいくつかの「教令」にその間接的な責任を問わなければならない。大本営は、1943年9月に「絶対国防圏」<sup>25)</sup>の設定とともに『島嶼守備部隊戦闘教令（案）』（1943年11月15日）、『上陸防禦教令（案）』（参謀本部教育総監部・1944年10月）、『国内遊撃戦ノ参考』（1945年1月15日）、『国土決戦教令』（1945年4月20日）などの「教令」<sup>26)</sup>を次々と出したが、なかでも軍の住民に対する方針や監視を示すものとして注目されるのが、『国内遊撃戦ノ参考』と『国土決戦教令』である。いずれも「皇軍の本質」をあますことなく示している。まず、『国内遊撃戦ノ参考』のなかで注目されるのは、徹底的な住民の監視のもとに「変節者」に対しては断固たる措置を講ずるよう命令しているところである。具体的には「遊撃部隊ハ絶エズ民心ノ動向ヲ審カニシ民衆ノ内情ヲ明カニシ変節ノ徴候ニ留意シ脱落ノ有無ヲ詳知シアルヲ要ス若シ不幸ニシテ変節者アルヲ知りタル時或ハ隠密ニ或ハ公然ト断乎タル処置ヲ採リ 其ノ影響ヲ局限スルコト緊要ナリ 此ノ際断乎タル処置ヲ躊躇セシカ単ニ民衆ヲ失フニ止ラズ自ラノ破滅ヲ招クコトアルニ注意セザルベカラズ」（傍点引用者）と命令したものである。この教令の内容は、これを出した者の意図とは裏腹に自国の民衆を信頼できず、いつ民衆によって裏切られるのかと恐怖と猜疑心に襲われている「皇軍」の姿がはっきりと映し出されている。

もう一つの『国土決戦教令』は、沖縄で激しい地上戦が行われていた1945年4月20日に、大本営陸軍部が本土決戦に備えて全軍に示達したものであるが、その内容もまた衝撃的である<sup>27)</sup>。その第14条に「敵ハ住民、婦女、老幼ヲ先頭ニ立テテ前進シ我が戦意ノ消磨ヲ計ルコト在ルベシ。斯カル場合我が同胞ハ己ガ生命ノ長キヲ希ハシヨリハ皇国ノ戦捷ヲ祈念シアルヲ信ジ敵兵撃滅ニ躊躇ス

ベカラズ」とある。この教令からも住民の犠牲回避への配慮は微塵もみられず、「我が同胞」たる「婦女、老幼」などの住民の人権や生命をいかに軽んじていたかが示されている。つまり、「忠良ナル爾臣民」は自らの命よりも「皇国ノ戦捷」を祈っている「はず」だから「躊躇」は無用であるとする傲慢すぎるこの教令の態度は、前者同様「皇軍の本質」がいかなるものであったかを如実に示している。この教令が沖縄戦を戦った兵士一人ひとりにどれほど徹底させられたかはさだかではないし、それを確かめることにはさほど意味がないように思われる。それより重要なことは、この教令に示されている「皇軍の本質」が沖縄戦において正規の軍人をはるかに上まわる住民犠牲の背景にあったことである。

## 2-2 住民の犠牲

沖縄戦における日本側の死には「皇国臣民」としての死と「非国民（敵）」としての死という二つの死が存在した。前者は主に「米軍による犠牲」を指し、後者は「日本軍による直接・間接的犠牲」を指す。前者の場合は、国の命令によって軍人・軍属、防衛隊員などに強制召集された者や正規の軍人ではないが学徒兵や義勇隊として動員された者がこれに該当する。彼らは、戦闘や後方勤務に従事するなか、米軍との戦闘で犠牲となった場合と軍事作戦には直接関与していないが、いわゆる「鉄の暴風」といわれる米軍の沖縄本島全体への無差別砲撃によっても犠牲となった。このような人々に対しては、多くの場合、「祖国防衛のために軍民一体」となって戦い、国に殉じた英雄として語られることが多い。

後者の場合は、日本軍によりスパイの嫌疑をかけられて処刑された者、日本軍の命令によりあるいは追い詰められた戦況のなかで集団死に追いやられた者がこれに該当する。「強制集団死」による死者については後述するが、敗戦後に「お国」の厳しい審査を経て「崇高な犠牲者」と祀り上げられる。ともかく、すでに触れた『国内遊撃戦ノ参考』や『国土決戦教令』にみられるように、日本軍自らが選択した軍民混在という状況のなかで、日本軍は沖縄住民を戦力として利用はしながらも信用はしなかった矛盾が犠牲を拡大させた。

「日本軍による直接・間接的犠牲」<sup>28)</sup>の原因は多岐にわたるが、以下では、その実態をいくつかの例を通して確認することにしよう。空腹と恐怖で泣き叫ぶ乳飲み子を敵に居場所を知られるという理由で絞め殺したり、八重山ではマラリア有病地と知りながらそこに住民を強制移住させたりして、多くの住民がマラリアに罹患し死亡し

た。さらに「スパイ」容疑で日本軍が行った住民虐殺があげられるが、「スパイ」という押し付けの口実によって犠牲となった人々の数は、大田昌秀の『総史沖縄戦写真記録』によれば、数百人から1000人以上と推定される。そのなかには、たとえば、米軍との接触を理由に屋内で刺殺・放火したり、収容所から解放された住民をスパイ容疑で処刑したり、日本の敗勢を語った理由でスパイ容疑者として捕縛・銃剣で刺突したり、久米島では朝鮮人一家7人が理由もなく連続して絞殺・惨殺された。または、富山一郎が『戦場の記憶』のなかでも取り上げている沖縄県本部国民学校の校長先生・照屋忠英氏のように、沖縄の「ヤマト」化に積極的で日本軍にとっても協力的だった人もまさに「友軍」によって「スパイ」として惨殺された。

次は「強制集団死」<sup>29)</sup>である。これに関しては、当時の沖縄の住民の間では「玉砕」「玉砕命令」「玉砕場」などといわれていたそうだが、この問題を最初に扱った論稿は、沖縄タイムス記者が取材し発行した『沖縄戦記 鉄の暴風』（沖縄タイムス社編、朝日新聞社、1950年）であり、ここで初めて「集団自決」という表現が使われたといわれている。明田川融による整理によれば、「強制集団死」をめぐるこれまで3度争点となったという<sup>30)</sup>。最初は、本土復帰直後の1973年に『鉄の暴風』に対する反論を書いた曾野綾子（『ある神話の背景』文藝春秋社、1973年）と太田良博（『鉄の暴風』の執筆者の一人）との間で、「軍の命令」があったか否かを軸に論争が展開されたときである。2度目は1980年代で、日本国内外で歴史問題が政治・外交の問題にまで発展した時期に起きた、いわゆる「第3次家永教科書訴訟」<sup>31)</sup>のときである。このときの論点は「集団自決」に関する記述の追加を要求した政府の検定意見は適当か否か、「集団自決」と「住民虐殺」はどちらが多いか、などがあったが、裁判の結果、政府の検定意見は適法だとして政府の勝訴で終わった。3度目の2005年には、赤松嘉次・海上挺進第三戦隊長の弟である赤松秀一氏と梅澤裕・元海上挺進第一戦隊長本人が原告となり2005年8月に『沖縄ノート』（大江健三郎著、1970年）、『沖縄問題二十年』（中野好夫・新崎盛輝著、1965年）、『太平洋戦争』（家永三郎著、2003年）の3冊の著書をめぐり、大江健三郎と他の2冊の出版元である岩波書店を相手取り、名誉毀損による損害賠償、出版差し止め、謝罪広告の掲載などをもとめる訴訟を起こしたときである。6年にも及ぶこの裁判は、最高裁が原告の訴えを退け、2011年4月21日に原告側の敗訴が確定した<sup>32)</sup>。この3度にわたる論争や裁

判の争点などについては、それぞれの立場から出された様々な意見や研究も膨大な量にのぼり、これらについては別の機会にゆずることにしたい。いま、本論でいえることは、この「強制集団死」の問題を「調書史観」（市村弘正）のように「軍の命令」有無という事実認定をもって論じることはそれほど大きな意味がないこと、またこの「強制集団死」を「殉国死」または「尊厳死」として美化してはならないことである。なぜなら、「強制集団死」は日本軍の誘導と圧倒的な強制力が作動する状況下で肉親同士が殺し合うという戦慄的な事態も発生したりして、本質的には「スパイ」容疑者を虐殺したのと同様に「友軍」による自国民の虐殺に他ならないからである。この問題は、沖縄に限定されない。アジア・太平洋戦争だけではなく、その後の東アジアの内戦—ひいては世界各地—において発生した住民虐殺と同じ根をもつ<sup>33)</sup>。

### 2-3 沖縄戦に対する認識の変化

沖縄戦に関しては、1945年の敗戦から1972年の沖縄の「本土復帰」までは、一部を除いては基本的に「軍官民一体の祖国防衛戦争」という認識が主流をなしていた。そのため、日本軍の作戦に沖縄の住民がどれほど献身的に協力し、その過程でどれほど多くの人々が犠牲となったかが主な関心事だった。映画『ひめゆりの塔』（1953年）に象徴されるように、沖縄の住民が「進んで国に、軍に協力」したことが「殉国美談」として強調・流布された。もちろん、戦争に参加した人のなかには、主観的にはそれを信じた者もいたはずである。それを頭ごなしに否定するつもりもないが、しかし、この認識からすれば、必然的にすべての沖縄住民が自発的な意思で沖縄戦に参加して「祖国防衛」のために命を捧げ、または自発的な意思をもって「玉砕」を選んだという論理につながってしまう恐れがある<sup>34)</sup>。

沖縄戦に対する「軍官民一体の祖国防衛戦争」という認識を堅持し、これを絶えず再生産しているものに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（1952年4月、軍人恩給法の停止にともない公布。以下「援護法」と略記）と「沖縄県遺家族連合会」の存在がある。日本政府は沖縄の「特殊事情」（日本で唯一地上戦を体験した—この「唯一」については後述）を理由に、軍人・軍属以外の一般住民にも同法の適用を拡大している。どれほど積極的に戦闘参加・協力して戦死したかという基準で審査し、この援護法の適用が認定されると、「母が殺した形のゼロ歳児」<sup>35)</sup>も含めて、一般住民が「戦闘参加者」として

「準軍属」とみなされる。さらに、祭神として「靖国神社」に祀られ、遺族は「遺族給与金」を受給できるのである。しかも、同法の適用要件の一つに「集団自決」が含まれているが、国が定めた「集団自決」の規定によれば「戦闘員の煩累を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を絶つ者」<sup>36)</sup>を指す。この規定が沖縄戦を「軍官民一体の祖国防衛戦争」として認識させ、住民犠牲の本質を見誤らせている。

次に、「沖縄県遺家族連合会」<sup>37)</sup>であるが、同会は日本政府に「援護法」の適用を求めて発足した「琉球遺家族会」（1952年2月10日）に始まり、「援護法」の適用が決まった1953年10月に日本遺族会の支部となった（1954年7月、沖縄遺族連合会と改称）。同会の会員は「援護法」を通して日本政府から経済的支援を受ける立場にあり、日本政府の立場と対立する主張をもっていたとしても、それを主張するのは構造的に難しかった面がある<sup>38)</sup>。この二つの要素が後述する沖縄内部で「日本軍責任論」の全面的拡散にブレーキをかける役割を果たした側面がある。

「軍官民一体の祖国防衛戦争」という認識は「日本軍責任論」の立場に立つ「本土防衛・国体護持」のための「時間稼ぎ・捨石作戦」という認識と対立するようになる。この「日本軍責任論」が急浮上する契機となったのが『沖縄県史』（1971年）や『那覇市史』（1974年）などの編纂過程で推進した沖縄戦に対する記録活動であった。とくに『沖縄県史』は戦場の実情を「民衆」の視点から全面的に浮かび上がらせることにある程度成功した。戦争に巻き込まれていた「平凡な」沖縄の人々の「重い口」から発せられた証言をとおして、戦争中に日本軍が沖縄住民に加えた暴力行為が明らかになった。鹿野政直は、この『沖縄県史』の画期性と特色について「琉球処分（廃藩置県）以降の、近代だけを主題とする県史」である点と、「県史のうちの二巻が、沖縄戦の聞き取りに当てられている」という2点をあげている<sup>39)</sup>。とくに、前者は「異民族支配下でどう行動すべきか」について自問を促し、後者の「沖縄戦記録」は、結果として「日本を対象化する意識を育」むことにつながったことを指摘した。沖縄の日本復帰が可視化されはじめた1960年代後半、日本歴史の一部として沖縄の歴史を位置づけようとしていた『沖縄県史』の編纂は、意図せずして日本と沖縄の違いや沖縄の「独自性」を浮き彫りにした点でとても逆説的である。つまり、沖縄が日本に一番接近したその瞬間、再び沖縄は日本と離れる結果となったのである。

『沖縄県史』の刊行以来、沖縄戦の「集団死」を「玉砕」論と捉える認識は批判され、その代わりに、日本軍による「強制的集団死」と捉える研究が1970年代以後から、多数発表された<sup>40)</sup>。このような立場からは、沖縄の住民は「玉砕」したのではなく、日本軍によって死に追いやられたのであり、日本軍は加害者に沖縄の住民は被害者に位置づけなおされる。すでに述べたように、沖縄戦に関する「軍官民一体の祖国防衛戦争」という認識と「本土防衛・国体護持」のための「時間稼ぎ・捨石作戦」という認識の対立は、戦後沖縄歴史認識の変化を表しており、このような認識の変化は歴史用語の変化にもあらわれる。一方の日本政府のいう「集団自決」は「殉国死」の文脈で使われた。つまり「軍官民一体の祖国防衛戦争」なかの「崇高な犠牲的精神の発露」として「集団死」を美化している。このような日本政府の公式見解に対して、石原昌家は「住民を軍人同様に扱うことによって、日本軍の犯罪を免罪にし、国家の戦争責任を免責にしている」だけではなく、そこに「靖国思想」を読み取ろうとしている<sup>41)</sup>。他方の「強制集団死」という用語は、日本軍（ひいては日本国）が沖縄の「住民を指導・誘導・強制・命令したり、極度の恐怖心をうえつけたりして死に追い込んだ」という意味で「住民虐殺」の文脈で使われるようになった。

大まかではあるが、このように整理してみると、ここにはある視点が欠如していることに気付かされる。つまり、「軍官民一体の祖国防衛戦争」論にしる、これに対して鋭い批判を加えている「時間稼ぎ・捨石作戦」論にしる、これらの認識に共通しているのは正義の戦争を戦ったと自認する米軍の沖縄住民への攻撃（ひいては広島・長崎への原爆投下にまでつながるはずだが）についての根本的な問題提起はあまりみられないことである。

沖縄戦を語るときに先述した二つの立場に共通するもう一つの点に「唯一」という修飾語がある<sup>42)</sup>。日本政府のいう「沖縄の特殊事情」とは「日本で唯一地上戦を体験した」という意味であり、この日本政府の沖縄戦認識に反対する側もこの点に関しては同じである。沖縄戦に向けられる「唯一」という観点を東アジアの文脈になかに置き換えるならば、むしろ日本本土を含めて地上戦を体験していない地域の方が少ない。この点からしても、地上戦としての沖縄戦の体験を「唯一」という観点からではなく、東アジアの文脈で「普遍性」、「共通性」という観点から捉え直し考察することが必要だが、その可能性を秘めているものに、周知のいわゆる「反復帰論」があると思われる。

最後に、その「反復帰論」について触れておこう。「反復帰論」を生み出した沖縄の政治文化について、「終戦後、連合国の占領政策によって民主主義と『平和憲法』を上から与えられた本土とは異なり、沖縄は日本の中で唯一、みずから戦って民主主義を勝ちとってきたのである<sup>43)</sup>」という評価は、的を射ていると思われる。いわゆる「本土復帰」と前後して、「復帰へと雪崩れた思想的体質を、強烈に批判する」思想として「反復帰論」がある。新川明は「復帰運動」にみられた理念化された「祖国」に対する根本的な再考を促し、日米両国の戦略的取引による施政権返還をあたかも「日本と沖縄人民が連帯して勝ち取ったもの」と認識され続けていることへの批判を「反復帰論」のなかで展開した<sup>44)</sup>。新川明、川満信一に代表される「反復帰論」の分析は別の機会に譲ることにして、これがもつ意味と可能性について考えてみたい。「反復帰論」は、「同じ日本人」だという暗黙裡の前提に対して「祖国復帰」への根本的な疑問を提起するとともに、戦争体験や米軍占領体験に根ざした形でなされた「みずからへの問いかけ」としての意味をもつ。つまり、理論からではなく、みずからの生の形式や流儀から導かれた問いであり、「なぜ、沖縄は日本に帰ろうとするのか」、「ぼくたちは本当に日本人なんだろうか」、「日本とはいったいなんなのか」といった根本的で省察的なそれぞれの問いが合流した地点に「反復帰論」があったと思われる。もちろん一言で「反復帰論」といっても論者によっては力点の置きどころはそれぞれ違うことはいうまでもない。鹿野政直によれば、「反復帰論」の主唱者たる新川明と川満信一の違いがはっきりあらわれるのが、ナショナリズムに対する態度である<sup>45)</sup>。つまり、新川明の反復帰論は二つの拒否（「日本」と「国家」そのもの）を柱とする議論であり、だからこそ、ナショナリズムを克服の対象として捉えていた反面、川満信一は「民衆のナショナリズム」に変革への根源的エネルギーをみるのである。つまり、「民衆におけるナショナリズムは、何を志向して発見されていったのかを新たに問い返し、そこから支配の罟を絶ち切っていく民衆思想の蘇生をはかる」ことを課題としているからである。

これらの議論は総じていうならば、沖縄から日本を捉え返そうとするものであり、沖縄の日本からの自立、または独立を意味するだけではなく、日本本土もまた沖縄から独立しなければならないことの意味をも含んでいた。この「反復帰論」が有している「命（ぬち）どう宝」、「人間の解放」の思想は沖縄の独立論、または沖縄の自立論などにつながり、そこには経済的自立から独立



に近い自立まで幅の広い論が展開された。いずれにしても、「反復論」が「思想的資源」として共有している「植民地主義批判」と「国家主義批判」という問題は、同じ問題を抱えている東アジアへとつながる視点と可能性をもつものであると考える。

### 3. 台湾2.28事件

フォルモサ（Formosa：美しいの意）とも呼ばれたことのある台湾は、沖縄や濟州島同様「帝国」（清・日・米）の都合で翻弄され、軍事戦略の「不沈母艦」として利用された歴史をもつ。「オランダ統治時代（1624－61）」、「鄭氏政權統治時代（1661－83）」、「清朝統治時代（1683－1895）」、「帝国日本統治時代（1895－1945）」を経て、中華民国の一省となった1949年から1987年までの38年間も戒厳令下に置かれていた<sup>45)</sup>。

帝国日本の植民地統治から解放されたときの喜びは、次の歌のなかによくあらわれている。「台湾の今日の平和を慶び、仰ぎ見る清き青天白日。わっはっは！どこでも歓迎、どこでも歌声。600万の民は楽しく、飲めや食えやと歓迎する」（「国軍歓迎の歌」陳保宗作詞）<sup>46)</sup>。このように歓喜のなかで解放軍としての中国国民党軍隊が迎え入れられたときに台北駅に集まった人は30万以上を数えた。しかし、「光復」がもたらした喜びと期待は1年にも満たないうちに、絶望と怒りへと変わり、台湾人と国民党政府<sup>47)</sup>の間にできた溝はもはや埋められない水準にまで深まった。その原因について、50年間も帝国日本の植民地統治下に置かれていた台湾人と、その帝国日本に対抗してきた国民党政府との間に存在する「文化的体系」の差異が指摘された<sup>48)</sup>。つまり、台湾は帝国日本の植民地統治下で日本の教育を受けた新しい世代を1920年代から輩出していた。台湾総督府の統計によれば、1940年代の台湾では、70%ほどの人々が公用語として日本語を使用するまでになったという。一方「北京語」を「国語」に決定したのは1924年、中華民国を建国した以後であり、このとき台湾はすでに帝国日本の植民地であった。台湾の人々にとってはこのような言語転換を経験することがなかったので、国民党政府が使用する「国語」を十分に使いこなせなかったのは無理もないことである。このような台湾の人々は、国民党政府からすれば、外観だけではなく文化的にもあまりに日本化していると映ったのである。国民党政府にとって日本化されている台湾人は「本省同胞」ではなく、相当の時間をかけて改造・訓育しなければならない存在としてみなされた<sup>49)</sup>。

このような認識のもとに行われる政策は、台湾の人々

からすれば台湾の「解放」というよりは「占領」・「改造」に近かったに違いない。2・28事件後に『台湾新生報』（1947年4月1日）に掲載された「向外省公教人員進一言」には、国民党政府の台湾人への眼差しがよくあらわれている。

「われわれは…特別の任務を負っているのである。この任務とは本省同胞をして日本精神の桎梏から脱却せしめ、日本精神の毒素を抹殺することである。今次の事件は政治改革の要求でもなければ、いかなる種類の民変でもない。それはまったく日本教育のはね返りであり、日本精神の余毒がたたりをなしたものにすぎない」（傍点引用者）<sup>50)</sup>とする内容だが、これは、かつての植民地統治者となら変わらない国民党政府の台湾人への眼差しが見て取れる。

台湾に導入された新しい行政体系はまさに「本省同胞」の啓蒙・改造をするためのものであった。国民党政府は台湾省に中国大陆のように省政府体制ではなく、行政長官公署体制を導入した。これは、かつての総督府統治に類似したもので、行政長官による独裁的権力行使が可能な体制を導入し、立法と行政のみならず、軍事に関する権限までも独占する軍政一元化の体制を敷いた<sup>51)</sup>。台湾省の行政長官・陳儀は「国語を知らない」ことを理由に官職から台湾人を排除し、高位官職はいわゆる外省人によって独占された。この過程で官職をめぐる不正腐敗が多く発生した。さらに、植民地期に抗日運動に参加していたかつての同志、台湾知識人に対しては補償と待遇はおろか、国民党統治を脅かす「過激分子」として排除した。「日本精神の毒素」「日本精神の余毒」、に浸っている「本省同胞」に対しては、かつての植民地統治遺産を徹底的に排除するとしていた国民党政府が、経済的な側面においては植民地期の財産はもちろんのこと、煙草、酒などの収益の高い専売制度もそのまま維持させて交通・運送、農産物、鋼鉄、電力、機械、石油、印刷などのほとんどの産業を独占した。人事や経済問題だけではなく、台湾人の習慣と態度までを「日本人の奴隷化教育を受けた結果」だとして蔑視する官僚や軍の台湾人への態度も台湾人が不満を募らせる重要な要因となった。

このように台湾人にとって「光復」の歓喜は1年にも満たないうちに国民党政府への憎悪に変わり、「犬（日本人）が去って豚（外省人）が来た」ように感じさせた<sup>52)</sup>。その蓄積された怒りは専売局員の度が過ぎた闇タバコ取締行為をきっかけに1947年2月27日に爆発した。2.28事件の始まりである。

### 3-1 2.28事件の経過

2.28事件の経過について大まかに整理しておこう。1947年2月27日の夕方、6名の台湾省専売局台北分局の取締官が台北市太平町（現在の延平北路）一帯で、闇タバコを販売していた女性を取り押さえた。銃把でなく、頭部から出血させるなど度が過ぎた取締りは通行人の怒りを買って、取締官との間で衝突が起こった。抗議する民衆に向けて取締官が威嚇発砲を行い、その流れ弾で一人（陳文溪）がその場で死亡した事件が起きた。多くの民衆が殺人犯の逮捕と即時処刑を求め、発砲した取締官が逃げ込んだ警察局へ抗議したが、聞き入れてもらえなかった。そのため、翌28日に台北で多くの民衆が省専売局台北分局に押し入り、分局長と3名の職員を殴って怪我をさせ、書類を燃やすなどして抗議した。さらに陳儀に直接陳情しようと行政長官公署の前に集結して示威したが、公署の屋上にいた憲兵の機関銃掃射を受け、数十人が死傷した。民衆の怒りは爆発し、台北では本省人の外省人への殴打や外省人が経営する店舗に放火するなど暴力事態に発展した。事態を重く受け止めた警備総司令部は台北市に臨時戒厳令を敷いたが、一部の民衆はラジオ放送局を占拠し、ラジオを通して台湾人の決起を呼びかけた。この放送によって、事件は全島各地に伝わり、台北以外の地域でも台北と同じような事態が発生し、ついに反政府運動へと発展した。

事件が拡大したことで、しかし、陳儀は台湾人の代表による「二二八事件処理委員会」を作ることに同意した。3月7日、同委員会は善後策を提出し、台湾政治の全面的な改革を要求した。陳儀は台湾人の要求を聞き入れるジェスチャーをみせる一方で、蒋介石には軍隊の派遣を要請した。陳儀の要請を受けた蒋介石は軍隊による鎮圧を決定し、2.28事件は武力鎮圧という最悪の結末を迎え、3月8日、武力掃討が基隆から始まった。

戦艦と機関銃をもって「本省同胞」を殺害するために台湾に上陸した政府軍は、上陸した当日に抵抗を受けることもなく基隆から台北に入った。台北各地では軍隊・警察による逮捕や虐殺が始まった。9日から軍隊は武力で各地の反抗行動を鎮圧し、10日に陳儀は正式に戒厳令の実施を全島向けに放送した。政府軍と民衆軍との戦闘行為は台湾中部の埔里や小梅などの一部の地方で単発的に行われたものの、その戦闘も16日前後には終結した。政府軍の上陸から1週間の間、無差別の虐殺や誤殺が繰り返されたが、多くの場合事件に関与していたからというよりは、政府軍と台湾民衆の言語不通（植民地統治の産物）や戒厳令施行という状況によるものであり、ま

たそもそも戒厳令の何たるかを知らない人も多かったので、被害が広がった。

しかし、軍隊・警察による処刑はそのやり方が非常に残忍で、一部の逮捕者が見せしめに大衆の前で銃殺されたり、処刑前に市内を一回引きまわされたり、処刑後の死体もそのまま放置された。嘉義市では16人が駅前の広場で処刑され、死体収容も禁じられた。この過程で、一般民衆への虐殺だけではなく、新聞社や出版社は閉鎖や発行停止などの処分を受け、言論人などの知識人もまた活動を禁じられたり、殺害されたり、一部の人々は行方不明となった。何義麟によれば、推定犠牲者数は、18,000人から28,000人を数える<sup>53)</sup>。

国民党は武装勢力を制圧した後、新たに農村地域に潜伏している台湾人の抵抗勢力を徹底的に排除するためと称して「清郷計画」を実施した。その目的は、武器の回収と暴動者の逮捕であり、その内容は「戸口検査」（戸籍登録の検査）と随時・随所の尋問調査であった。まずは、戸籍登録による全市の戸口検査によって不審者を探し出すとともに、不在者は徹底的に追及された。さらに、「清郷」の期間中に身分証明書が発行された。その後、身分証明書のない者は直ちに検挙できるようになったほか、暴動参加者の検挙には賞金が、通報しない者には連帯責任を問われるようになる。

「清郷」に続いて「自新弁法」（自首手続き）を公表し、暴動参加者の自首を呼びかけた。これらの制度の実施によって、台湾では厳しい住民管理のシステムが確立された。2.28事件後の台湾では植民地時代の「成果」を援用しながら、それを凌駕する住民監視の警察統治制度<sup>54)</sup>が確立され、1950年代以後は、いわゆる「白色テロ」が恣行した。

一般的には、1950年代以降の国民党による反逆者への取締り政策は、摘発対象が本当に共産党関係者であったかどうかにかかわらず、一括して「白色テロ」と呼ばれている。国民党は中国共産党の手から中国大陸を取り戻すことを掲げて台湾全域に長期間の軍事戒厳令（1949年から1987年までの約40年間に及ぶ）を發布し、反政府勢力を一掃するための弾圧強化と肅清のために各種の法を制定し、「反政府」勢力とみなされた者は、反乱とスパイなどの罪で監視、逮捕、投獄、処刑を行うなど、徹底的に思想と行動を統制した。そして反共イデオロギーを掲げ、長期間にわたる国家暴力を正当化した。この時期に作られた主な法律に、「反乱鎮定動員時期臨時条項」（1948年2月）、「動員戡乱時期臨時條款」（1948年5月）があり、これらは1948年から1991年まで修正を重ねなが

ら43年間存続し、世界最長とされる38年間にわたる戒厳体制を敷くことを可能にした。さらに、反乱行為を広義に規定した「懲治叛乱条例」(1949年6月)、共産党員検挙のための相互監視と密告を義務化した「戡亂時期檢肅匪諜條例」(1950年6月)があるが、同法は人民の相互監視と相互密告を義務づけたものであった<sup>55)</sup>。40年間に及ぶ徹底的な統制のなか、2.28事件に対する言及は一種のタブーとされた。

### 3-2 2.28事件に対する認識の変化

この事件をめぐる歴史的認識には、(1) 国民党側の解釈(「共産党による暴動」)、(2) 中国共産党の解釈(「国民党支配下で発生した愛国民主運動」)、(3) 民主化以後の「台湾人意識の萌芽」とする三つのものがある。これらの認識を整理してみると、(1) 2.28事件に対する当時の国民党の解釈は、この事件の背後には中国共産党が深くかかわっており、これによって「おろかな」台湾人が起こした「暴動」ないしは「暴乱」と規定するものであった<sup>56)</sup>。帝国日本の植民地統治50年の影響により、台湾人は日本人によって「奴隷化」された上で、共産党の扇動が加わったことに原因を求めた。このように、2.28事件が発生した原因をあくまでも台湾人と共産党に転嫁する国民党のこのような解釈は、当然ながら本省人が加害者、台湾を統治していた外省人が被害者という図式で語られた。そのために、国民党が作成した各種報告書には台湾人によって加えられた暴行の事例とそれによって外省人が蒙った被害状況のみが列挙され、一方的に台湾人の残虐性が強調された。2.28事件の被害者側に「外省人」が位置づけられたことで、国民党の軍隊による強制鎮圧やその過程で発生した暴力などは「外省人」被害者の保護と秩序維持という名目で正当化された。さらに、暴力的鎮圧が終わり、「自新弁法」などの公表に代表される住民統制システムへの移行をあたかも被害を蒙った「外省人」が「反乱」を起こした「愚かな本省人」を寛大な心で赦したことのように宣伝し、道徳的優位に立とうとした。このような認識は、1980年代半ばまで国民党の台湾統治にその正当性を保証するものとして機能した<sup>57)</sup>。

上記のような国民党の解釈とは真逆で正反対に、(2) 中国共産党は台湾で発生した2.28事件を「国民党が支配する地域で発生した反封建、反帝国主義的な愛国民主運動」<sup>58)</sup>とみなした。たとえば、「1947年2月28日、日本植民地統治から解放されてまもない台湾人民たちは国民党の略奪と独裁統治に耐え切れず、武装蜂起を起こした。

蜂起は台北から始まりすぐさま島全体に広がった。蜂起群衆はすばやく台湾の大部分の都市を掌握した。国民党当局は急遽2つの師団を投入して鎮圧をはかり、鎮圧過程で蜂起群衆1万余名を虐殺した。…統計によれば、1946年末、国民党統治地域で人民蜂起の参加者は50万名に達し、…1947年に至っては人民蜂起に直接参加した者が100万名に達した<sup>59)</sup>と解釈した。

中国内戦という脈略のなかで、2.28事件に対する中国共産党のこのような解釈は事件発生初期からこれまで変わることはなかった。台湾のなかでも一部からはこのような中国共産党の解釈を支持する意見もあるが、2.28事件を台湾での抗争ではなく、国民党統治地域で発生した広範囲な人民抗争の枠内で事件を捉えていた。台湾内で2.28事件を中国共産党と同様に認識している人々は、1949年国民党が国・共内戦で敗北して台湾に撤収した後に行われたいわゆる「白色テロ」と同じ性格で認識する傾向が強い。このような認識は、2.28事件の犠牲者と「白色テロ」の犠牲者を「白色祖国」に反対して「赤色祖国」を支持したものと考えていた<sup>60)</sup>。すなわち国民党反対＝中国共産党支持という図式がそれである。

2.28事件は多様なレベルの性格が重層的に重なり合っている複雑な事件であったが、しかし、国民党と共産党いずれの側も事件のこのような複雑性は無視、または単純化させたことで、二項対立的で相互排他的な解釈だけが残された。

しかしながら、(3) 1980年代以降になると、上記の国民党、中国共産党の認識とは一線を画する2.28事件の新しい認識が登場してきた。これが、台湾民主化運動の進展にともない新しく浮上した「植民地虐殺論」である。台湾民主化運動と2.28事件を再評価しようとする「2.28平反運動」は、これまで徹底的に統制されてきた台湾社会を大きく変えた。ここでいう「平反運動」とは、冤罪晴らしと名誉回復をもとめる運動であるが、その中心にいたのは、台湾生まれの外省人2世・鄭南榕で、彼は雑誌『自由時代週刊』を主宰するかたわら陳永興、李勝雄らとともに30の団体を糾合して、「2.28和平日促進会」(1987年2月4日、会長・陳永興)運動を開始するとともに、これまで40年間にわたって沈黙させられてきた2.28事件の再評価を強く主張する「2.28平反運動」を展開した。さらに、「2.28和平日促進会」結成の2ヶ月後の4月には、自らが主催する雑誌『自由時代週刊』に、これまでタブーとされてきた独立運動幹部・許世楷(台湾独立建国連盟日本部委員長)のインタビュー記事や許世楷が起草した「台湾共和国憲法草案」を掲載

するなど、硬直していた台湾社会に風穴をあけた<sup>61)</sup>。

「2.28和平日促進会」が掲げた運動目標は、第1に「歴史資料の公開と真相究明」、第2に「冤罪晴らしと名誉回復」、第3に「補償」、第4に「2月28日の国家記念日制定」、第5に「記念碑及び記念館建立」などであった。翌年の1988年には「2.28和平日促進会」が他の民間団体とともに「2.28公義和平運動」を展開した。この運動の結果、抑圧され続けてきた2.28事件に関する記憶を社会の表舞台に登場させることに成功した。台湾の民主化運動の進展とともに「2.28平反運動」も可視的な成果をあげた<sup>62)</sup>。

運動目標、第1の「歴史資料の公開と真相究明」に関していえば、1988年に台湾省議会の文献委員会は、2.28事件に関連する資料収集および報告書作成を決定し、その成果は、1991年から1994年にかけて「二二八事件文献輯録」(3巻)として刊行された。また、1991年には行政院が「研究二二八事件小組」を設立し、事件の背景、経過、政府の鎮圧過程とそれによる被害状況などが研究された。これを通して中国共産党による「暴動」という2.28事件に対する既存の公式見解は修正された。さらに、「研究二二八事件小組」によって集められた諸資料を整理した「二二八事件資料選輯」(6巻)も出版された。次に、第2の「冤罪晴らしと名誉回復」は、1995年2月28日に李登輝総統が個人としてではなく、政府を代表して被害者および遺家族に対して公式的に謝罪しことで一定の成果を上げた。このような成果とともに、第3の「補償」の問題もまた順調に進んだ。最後に第4の「2月28日の国家記念日制定」と第5の「記念碑及び記念館建立」であるが、1997年2月25日に「2.28和平日記念日」指定が決定された。「記念碑及び記念館建立」も、2.28事件当時、激しい抗議活動が展開された嘉義市を始めとして、多くの地方自治体によって2.28事件関連記念碑が作られ、1995年には台北市に2.28平和記念公園が作られた。

しかし、2.28事件に対する「植民地的虐殺論」という認識が主流となったことで、2.28事件の解釈をめぐる政治的連帯に変化が生じた。つまり、既存の解釈では2.28事件と白色テロ事件の被害者はいずれも国民党の圧制による被害者という立場を共有していたが、2.28事件が「中国人による台湾人虐殺」に解釈しなおされたことで、「被害者連帯」は解体されてしまった。なぜなら、2.28事件被害者からすれば、「赤色祖国論」を主張する白色テロ被害者も本質的には「中国人」だったからである。この被害者連帯が解体された後に、新しく作られた

政治的連帯は「民族的連帯」であった。

このように2.28事件は単純に国民党政府による「国家暴力」の次元に止まらず、1920年代から始まる「台湾自治運動」が2.28事件を経て、のちの民主化運動へとつながるものとして位置づけなおされた<sup>63)</sup>。つまり、かつての支配者・日本と変わらない、国民党による「再植民地化」と対立した「台湾ナショナリズム」の萌芽として再認識されたのである。

#### 4. 濟州4.3事件

1945年8月15日、この日は植民地統治からの解放という「意味」以外に、もう一つの「意味」があった。この日は、濟州島民にとっては「死からの解放」の日でもあった。日中戦争が本格化したとき、濟州島には1937年に大村海軍航空隊が設置され、以来、同島は中国大陸への爆撃基地として利用されていた。1945年6月8日には、朝鮮半島全域で国民義勇隊が組織され、男性は14~60歳、女性は14~45歳までを「義勇」という名で動員された。そして、1945年6月25日、沖縄の陥落による情勢変化を受け、濟州島の「第2の沖縄」化に拍車をかけた<sup>64)</sup>。「決7号作戦」<sup>65)</sup>の準備過程で、米軍の上陸作戦に備えるために沖縄同様、濟州島民の戦闘動員と統制の計画も作られたが、1945年7月31日、第58軍の参謀長より第17方面軍参謀長に送られた機密電報文には「島内の人的・物的資源の戦力化に邁進している」との報告があり、住民はもちろん、家畜、土地にいたるまで濟州島を根こそぎ戦力化しようとした<sup>66)</sup>。「決7号作戦」のために濟州島に構築済み、または建設が予定されていた陣地は洞窟陣地を含めて104ヶ所のほか、海岸の各所に「海軍特攻基地」が作られた<sup>67)</sup>。

しかし、当時の第58軍は濟州島の戦力に対して「沖縄作戦ニ於テ見タルガ如キ戦力ヲ發揮スルニハ実ニ格段ノ努力ヲ要スル」<sup>68)</sup>と判断した。沖縄戦における日本軍がどれほどの戦力を発揮したかはともかく、この時期の濟州島における陣地構築は作戦計画の60%ほどしか進んでいなかった。そのために決して信用できない住民を「根こそぎ」動員しようとしていた。日本軍が抱いていた「不安」と「疑念」は濟州島が戦場化した場合に、沖縄同様、攻撃軍による大量犠牲と日本軍による住民虐殺につながった可能性が極めて高かった。

このように、1945年から敗戦までの間は日本本土防衛のための対米決戦の地とされ、濟州島全体を要塞化した。こうして濟州島は、日本にとっては本土防衛のための「最終堡壘」に、対戦国米国にとっては、日本へ進撃

するために必ず「占領すべき島」として浮上して、戦争が続いていたら、済州島への米軍の空襲は1945年9～10月頃に集中していた可能性が高い<sup>69)</sup>。しかしながら「第2の沖縄」となる直前に「死から解放」された済州島は、そのわずか2年後には「血の島」と化した。これが世にいう済州4.3事件である。

済州4.3事件が起きる前の済州島の状況について簡単に触れておこう。植民地統治から解放された済州島は、「人民委員会」を中心に自治を行っていた。その様子は、当時の新聞記事や米軍政の報告などを通して知ることができる。たとえば、「済州の人民委員会は建準（建国準備委員会—引用者）以来、良心的反日帝闘争の先鋒だった指導層で構成されており、最近分離した韓国独立党、大韓独立促成国民会（略称、独促国民会）などの右翼団体との激烈な対立もなく無難に自主的に島内を指導している」（「済州島視察記」『東亜日報』1946年12月21日）という内容の記事や「済州島人民委員会はこの島における唯一の政党であると同時に政府の役割を果たす唯一の組織<sup>70)</sup>」という内容からも「人民委員会」を中心に大きな混乱もなく秩序が維持されていたことがわかる。

この「過渡的的地方行政機構」としての性格をもつ「人民委員会」は、呂運亨（ヨ・ウンヒョン）が中心となった建国準備委員会の発足と地方組織結成に由来する。1945年8月16日の朝、「朝鮮建国準備委員会」の名義でビラを作成、正午には呂運亨が演説を通して、地方組織結成を呼びかけた。その後、各地方で作られた自治団体は、必ずしも呂運亨の建国準備委員会の統制による一律的なものでもなく、その名称も「建国準備委員会」「人民委員会」「自治委員会」「治安維持委員会」などと様々であった。しかし、8月末には「建国準備委員会」の支部的性格を帯びた団体の数が145に上った。このような地方組織が「人民委員会」と呼ばれるようになったのは、「建国準備委員会」が9月6日、すなわち米軍政が駐屯する直前に行った「朝鮮人民共和国」創建の宣言後である。済州島には9月10日に作られ、22日に「人民委員会」に改編した<sup>71)</sup>。解放直前の済州島は比較的安定した秩序が保たれていたが、米軍政はこの組織を一切認めようとしなかった。これによって、米軍政が始まると「人民委員会」との葛藤が表面化し、瞬間に済州島は混乱に陥った。

#### 4-1 済州4.3事件の経過<sup>72)</sup>

さて、「1947年3月1日、警察の発砲事件を起点として、警察の弾圧に対する抵抗と単独選挙・単独政府反対

を掲げ、1948年4月3日、南労党済州島党の武装隊が武装蜂起してから1954年9月21日漢羅山が全面解放されるまで済州島で発生した武装隊と討伐隊間の武力衝突と討伐隊の鎮圧過程で多くの住民が犠牲となった事件をさす<sup>73)</sup>と定義された済州4.3事件（1947年3月1日—1954年9月21日）の背景と経過を大まかに確認しよう。

済州4.3事件の導火線となるのが1947年3月1日の発砲事件である。この発砲事件は、同日午前11時に開催された「第28周年3・1記念済州島大会」式典終了後に起きた。式典に集まった民衆は式典の終了後に市街を行進し、騎馬兵がその警備にあっていた。このとき、騎馬兵の馬に一人の子どもが蹴られ倒れる出来事が起きた。その場をそのまま去ろうとする騎馬兵に対して一部の民衆が抗議し、驚いた騎馬兵が逃げ出した瞬間、銃声が響いた。別の場所で警備に当たっていた警察官が、警察署が襲撃されると誤解し発砲した。このことで、12人の死傷者（死亡6人、重傷6人）を出し、これに抗議する意味で3月10日、済州島では民・官総ストライキに入った。これをきっかけに人民委員会と米軍政の対立が本格化した。本土からの応援警察と西北青年団などの右翼団体が済州島に集まり、ストライキに関連する者を検挙し、3件の拷問致死事件なども発生した。軍・警察によって2500人以上が拘束された上に、米軍政はさらに弾圧を強めた。一部は山に逃げて武装抗争を準備した。

1948年4月3日午前2時、350名の武装隊が12ヶ所の警察の支署と右翼団体に攻撃を開始したことで武装蜂起は始まった。米軍政は初めこの事態を「治安次元」のものとしなが、事態が悪化したことで警備隊に鎮圧命令を出した。その後、いわゆる「4.28合意」（武装隊の金達三（キム・ダルサム、1923—1950）と警備隊9連隊長の金益烈（キム・イクヨル、1921—1988）による合意）で武装隊と警備隊との間で平和的な解決が模索された。しかし、その直後、警察や右翼団体の妨害工作によって平和的解決は失敗に終わり、5月10日に実施された選挙—米軍政下の朝鮮半島南側単独で行なわれた制憲議会議員選挙—も島内の2ヶ所の選挙区で投票がおこなわれず、全国で唯一選挙無効となった。

しかし、5.10選挙後の事態は、4.3事件への報復戦のような性格を帯びた。選挙棄権者は共産主義者とみなされ、1ヶ月間で逮捕者が6000人を超えた。山へ逃げた人がいた場合は、その家族を代わりに処刑する「代殺」が行われた。このとき、鎮圧作戦を指揮していた米軍政は、武装隊とは無関係の住民たちの被害について「グマク里で警察が足の不自由な少年と老人、婦女子7人を捕

らえ、そのうち女子4人は解放し、残り3人を殺害した]74)との報告を受けており、地域と死亡人数までも詳細に把握していた。このように、米軍政は詳細な報告に基づいて状況を把握していたにもかかわらず、住民たちの犠牲を黙認する態度を堅持した。なぜだろうか。それはひとえに「済州島民70%が左翼またはその同調者」という4.3事件の鎮圧を指揮していた米軍政の「無知」に起因するといわなければならない。

1948年10月以後、討伐隊の焦土化作戦が展開された。討伐隊は海岸線から5 km 以上離れた中山間地帯を「敵性地域」とみなす、という布告令を発し、住民を疎開させると同時に村への放火と無差別虐殺を行った。さらに海岸の村に疎開させられた住民を武装隊に協力したという理由で大量虐殺した。その結果、生きるために山へと逃げる住民も多かったが、討伐隊は、家族のなかで一人でも逃げた人がいれば、「逃避者家族」だとして、その家族を代わりに殺害する「代殺」も行なった。討伐隊に追われた武装隊もまた海岸地域に対して復讐奇襲戦を試みた。この際、米軍政は非武装民間人を虐殺した9連隊の強行鎮圧作戦を「成功的作戦 (successful actions)」と評価し、連隊長には「強靱で勇敢な人」として新聞やテレビ、そして大統領の声明などを通して広く知らせようと韓国政府に要請した75)。これとどれくらい関係があるか定かではないが、このような要請がなされた直後から当初の作戦上の意味が変質し始めた。つまり、中山間地帯住民を海岸の村に疎開させ、武装隊との連携を遮断することで武装隊を壊滅させようとした当初の作戦方針は「戦果を挙げる」ことへと変質したのである。実際に、1948年11月中旬から翌年3月にかけて、約4ヶ月間で無差別の虐殺が行なわれ、この期間中の犠牲者が一番多かった76)。

1948年12月末、守備隊が9連隊から2連隊に交替された後も、鎮圧作戦という名の住民虐殺は続けられた。そして、1949年6月に、武装隊を指揮していた李徳九が射殺されたことで武装隊は事実上壊滅した。しかし、事件はここで終わらなかった。朝鮮戦争が勃発したことで済州島の悲劇は再び始まった。「予備検束」がそれである。保導連盟（共産主義からの転向者やその家族を再教育するための組織）加入者や入山者家族らが大量に検束され、多くの人々が処刑された。陸地の刑務所に収監されていた4.3事件連累者も多くが即決処刑された。この予備検束による犠牲者数は3,000名に上ると推定される。朝鮮戦争が休戦という結果に終わり、その1年2ヶ月後の1954年9月21日、漢拏山の禁足地域が全面解放さ

れた。このように済州4.3事件は、1947年3.1発砲事件から数えて実に7年7ヶ月ぶりに終わった77)。

#### 4-2 済州4.3事件に対する認識の変化

済州4.3事件をめぐる歴史認識は、(1) 米軍政と韓国政府が主張した「共産主義勢力による暴動論」、(2) 金益烈にみられる「中立的な認識」、(3) 北朝鮮や韓国の左翼勢力が主張した「済州島人民たちの抗争論」の三つのものがある。(1) 米軍と当時の政府は一貫してこの事件を「共産主義勢力による暴動」として規定した。済州島警察庁や米軍政警察関係者も武装隊の襲撃を「暴動」、武装隊を「暴徒」と規定した。このような認識は、その後繰り返され、多くの言論もまたこのような認識を再生産し続けた。とくに、李承晩大統領は「施政一般に対する諭示」のなかで、「済州島全南事件の余波を完全に抜根塞源してこそ彼ら（米国のこと—引用者）の援助は積極化するだろうし、地方討索、叛徒及び窃盗等悪党を苛酷な方法をもって弾圧して法の尊厳を表示することが要請される」（傍点引用者）78)と述べた。アメリカ開拓時代の有名な暴言に「いいインディアンは死んだインディアンだ」という言葉があるが、李承晩にとっては「いい赤は死んだ赤だ」といわんばかりに「赤の島」済州島民を「苛酷な方法をもって」虐殺するよう命令した。しかもその理由が「法の尊厳」云々よりも、実は「いい赤」をたくさん作った方が米国からの「積極的な援助」が期待されるからであった。

このような認識をもっていた者にとって、4.3事件は「大邱10月事件」（1946年10月1日に発生した大規模デモ）と「麗水順天事件」（1948年10月19日、国防警備隊14連隊の反乱）などと同様の「暴動」または「暴徒」にすぎなかった。「暴動」と「反乱」は鎮圧されなければならないという論理からすれば、鎮圧過程で殺された人々は皆「赤（빨갱이）」であり、「殺されて当然の者」とみなされた。さらに事件とは無関係だった住民たちの犠牲と被害は、被害者たちにその責任を転嫁するか、さもなければすべてを左翼勢力によるものとして片付けた。この時期の米軍政と支配勢力は台湾の2.28事件に対する国民党と同様に、4.3事件を鎮圧するために使用された暴力行為を「反共」イデオロギーをもって正当化した。このような一方的な「暴動」または「反乱」という規定は、1948年大韓民国政府樹立以後、国家の公式見解として1980年代までほぼ40年間持続された。このような立場からは、4.3事件の背景や被害様相などの詳細な理解は必要とされなかった。ただ4.3事件は「共産主義勢

力による暴動」とだけ理解すれば十分だったのである。そして、4.3事件発生当時から1990年代半ばまで、国家は公式的に討伐隊によって犠牲となった人々は全員「犠牲者」ではなく、「赤」とみなした。そして「被害者」はもっぱら武装隊によって犠牲となった軍人、警察、右翼団体の会員などであり、「反乱」を鎮圧する過程で「戦死」した彼らは大韓民国建国のために殉じた立派な「英雄」であった。

(2) 事件の対応に奔走した指揮官のなかには、中立的な認識を示す者もいなかったわけではない。済州島に駐屯していた国防警備隊第9連隊長・金益烈は武装隊と警察、米軍が対峙している状況のなかで、武装隊の指導者・金達三との交渉を進めた。「本官は同族相惨、骨肉相争はこれ以上百害無益だと認める。我々国防警備隊は政治的道具ではない。私は、同族相惨はこれ以上拡大させたくない<sup>79)</sup>として交渉に応じるよう求めた。武装隊を交渉相手として認め、4.3事件を「同族相惨、骨肉相争」として捉えた認識がうかがえる。金益烈のほかにも少数ではあったが、「暴動論」や「抗争論」という両極端の立場ではなく、済州島民の悲劇的な犠牲に注目した見方もあったが、これらも大韓民国政府樹立以後は沈黙せざるを得なくなった。大韓民国の建国によって済州島4.3事件は新生国家を拒否した「反乱」として位置づけられたからである。

(3) 4.3事件を「共産主義勢力による暴動」ではなく、米政と支配勢力が推し進めていた朝鮮半島分断政策に抵抗した「済州島人民たちの抗争」であったというのが北朝鮮や左翼勢力の解釈であった<sup>80)</sup>。『独立新報』『ウリ新聞』『朝鮮中央日報』などの新聞は「騒擾事件」「武装蜂起」「済州島の抗争」「済州島人民の蜂起」などの表現を用いて4.3事件を報道した。とくに『独立新報』は「済州島民たちは外軍撤退、単選単政反対」などのスローガンで民警間の武力衝突に発展した騒擾事件として報道し、『ウリ新聞』は「いかなる国家と民族を問わず、創意と批判の自由が権力または武力によって抑圧される時、人民たちがこれに対抗、闘争したのは至極当然<sup>81)</sup>である」という社説を掲載した。しかし、北朝鮮や左翼勢力から提起された「反分断抗争論」という認識は、「反共イデオロギー」をかざした「共産主義勢力による暴動論」という認識と裏表関係にあるといわざるを得ない。なぜなら、「反分断抗争論」という解釈を支える単独選挙、単独政府反対、統一政樹立などのスローガンは済州島以外の地域でも主張されたものであり、4.3事件中に一貫してなされた主張でもないからである。い

ずれも認識も済州島の実情や4.3事件の複雑な性格は無視され、イデオロギー的な単純明快な解釈だけを押し付けた。つまり、統一追求—総選挙反対—韓国拒否—北朝鮮支持—共産主義暴動という論理的構造は「暴動論」の側も、「抗争論」の側も共有していたのである。

軍事独裁政権が続いている間は「共産主義勢力による暴動論」が支配的であったが、1980年代の民主化運動に際して、「抵抗の武器」として「抗争論」—これもまた武装隊の積極的な意志に力点を置く「積極的抗争論」と武装隊とは無関係な済州島の民衆の自衛的な性格が強い「消極的抗争論」(民衆抗争論)に分かれる—が復活した。そして、民主化運動がある程度の成果を収めた後に、武装隊と済州島の民衆を分析的水準で分離し、「抗争」の側面よりも「虐殺」の側面に重点を置く「良民虐殺論」が登場し、これがのちに「国家暴力論」へと発展した。

以上のように、済州島民の10分の1に近い人命が犠牲となり、その後40年間沈黙を強要された済州4.3事件は、反共国家の公式的歴史叙述では「共産暴動」と規定されていたが、1980年代の民主化運動の成果とともに済州4.3事件に対する組織的な真相究明運動が起こり、その結果、「済州4.3事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」(2002年)が制定された。そして、2003年には「済州4.3事件真相報告書」が発刊された。国家的な次元で2年余りの調査を通して作成された報告書は、済州4.3事件の背景と展開過程、そして被害状況を詳細に記録している。これをもとに作成された『報告書』は4.3事件をかつての「共産主義者による暴動」ではなく、「国家の公権力による人権蹂躪」として新しく位置づけなおした。

## おわりに

冒頭で述べた問題意識のもとに「朝鮮戦争」・「沖縄戦」・「台湾2.28事件」・「済州4.3事件」を戦前と戦後という時間軸とそれぞれの「中心」と「辺境」という空間軸を交差させながら、それぞれがもつ意味とその変化についてみてきた。しかしながら、いまのところ「沖縄戦」・「台湾2.28事件」・「済州4.3事件」に対する認識の変化を整理した域を超えないが、これらの作業をとおして捉えたかったのは、それぞれの事件のディテール(detail)は違えども、これらの事件や地域が抱えている問題を作り出した構造は同じであり、その構造は変化しつつも、今日まで「健在」だということであった。これらの事件や地域に共通する問題や構造に向けられた私たち

の「アテンション」の変化をたどることは、私たちの「いま」を規定している「国家」や「歴史」を捉え返すことにつながるはずである。そして、その先にやや大ききかもしれないが、「和而不同」のための方法とその土台となる原理を探るためのヒントがあるかもしれない。本論はこのためのささやかな一歩と位置づけたい。

最後に、これまで述べてきたことをまとめ、今後の課題について簡単に触れておきたい。まず、朝鮮戦争は、自国の独立のためにともに戦い、独立を勝ち取った者同士が、中国大陸の内戦と連動する形で植民地支配から解放された自国の地でお互いを殺しあった「同族相惨」の悲劇であった。これによって、血であがなった独立運動のあらゆる成果を無化させた。それだけではなく、朝鮮戦争は、その後の東アジアの運命をも決定づけた戦争でもあった。沖縄と日本本土の分断は、台湾／中国・北朝鮮／韓国とは性格が異なるも、根本的には東アジア全体のレベルからすれば冷戦の前提条件であって、沖縄・台湾・済州で起きた事件は、ひろく東アジア的な文脈でとらえ返すならば、そこにいくつかの共通点をみとることができよう。

その共通点の一つは、国民国家外部の「敵」による犠牲ではなく、国民国家の「英雄」たちによって行なわれた「虐殺」だったという点にある。この「虐殺」は、その地域に属する国家の性格を決定づけた。もう一つの共通点は、この三つの地域が基本的に国家の「本土」から離れた「島」だったという地理的特性にある。近代的国民国家は自国の領域に対して排他的支配力を行使するが、その排他的支配力は国民国家の「辺境」において克明にあらわれる。そのため、「辺境」において「不穏」とみなされるものは徹底的に鎮圧される可能性が極めて高く、したがってこの地理的特性からして、自国の軍隊によって自国民の虐殺という類似した事件がこの三つの地域で発生した理由の一つに数えられると思われる。さらに三つ目の共通点は、この地域の政治文化にかかわることであって、先述したように沖縄は戦争体験と米軍占領体験に根ざした形で、みずからが闘って民主主義を勝ち取った場所であり、台湾も済州もまたそうであった。

最後に、それぞれの事件に対する認識の変化を概略的にまとめておこう。まず「沖縄戦」は、米国の「正義の戦争論」（普遍主義）と「祖国防衛戦争論」（日本国家主義）が相互黙認して共存していた。そして、「本土復帰」後にこれらの認識を超えようとして「日本軍責任論」（加害者＝米軍と日本軍、被害者＝沖縄住民）がいわゆる「沖縄ナショナリズム」とともに登場した。次に「台

湾2.28事件」は、冷戦・分断的な解釈として、台湾国民党による「共産党による暴動論」と中国共産党による「愛国民主運動論」が1980年代後半まで対立していたが、台湾民主化運動の進展が新しい認識として「植民地虐殺論」（加害者＝中国人、被害者＝台湾人）と「台湾ナショナリズム」を登場させた。同様に「済州4.3事件」では、冷戦・分断的な解釈として、韓国国家主義による「共産主義勢力による暴動論」と1980年代の民主化運動の過程で「抵抗の武器」として復活した「反分断抗争論」があった。民主化運動がある程度成果を収めた後に、「良民虐殺論」から発展した「国家暴力論」が登場した。以上のように、既存の冷戦・分断的な解釈を超えて「日本軍責任論」、「植民地虐殺論」、「国家暴力論」への認識の変化は、その是非はともかく、私たち一人ひとりの「国家」や「歴史」への眼差しが変わってきたことを意味し、また私たちが作り、私たちが影響を受けている社会が変わってきたことを意味するとともに、さらに変わりうることをも意味する。

さて、本論の至らなかった点は、すでに行論において明らかなおと、主に事件の経過とその認識の変化を追うことに主眼をおいたために、公式的な資料に頼りすぎているきらいがあり、またそれぞれの事件についても東アジアの歴史的な文脈で十分に論じたとはとてもいえない。それぞれの地域で発せられた「証言」や文学作品なども含めてより多角的にアプローチする必要があるだろう。今後の課題としたい。

## 注

- 1) 藤田省三『『昭和』とは何か—元号批判』藤田省三著作集5 精神史的考察（みずず書房、1997年、初出は1975年）196頁。「終戦の詔書」は「JACAR.Ref.A04017702300、御署名原本・昭和二十年・詔書八月十四日・大東亜戦争終結ニ関スル詔書（国立公文書館）」で原文を確認できる。また、当日の新聞記事は、「戦争終局へ聖断」、「『民を斃すに忍びず』白き御手袋を御眼に」（『読売新聞』1945年8月15日）、「聖断下る」「信義を世界に失ふ勿れ」（『朝日新聞』1945年8月15日）などがある。
- 2) 東久邇宮首相の国会での施政方針演説。「敗戦の因つて来る所は、もとより一にして止まらず、後世史家の慎重なる研究批判を俟つべきであり、…前線も銃後も、軍も官も民も総て、国民盡く、静に反省する所がなければならぬ、我々は今こそ総懺悔し、神前に、一切の邪心を洗い清め、過去をもつて将来の誠めとなし、…あらゆる困苦欠乏に耐へて参つた一億国民の敢闘の意力、その尽忠の精神力こそは、敗れたりとはいへ、永く記憶せらるべき民族の底力である」（『朝日新聞』1945年9月6日朝刊、1面）引用者が旧漢字はほとんど新漢字に直した。



- 3) 吉田茂「サンフランシスコ講和条約演説文(1951年9月7日)」外務省編纂『平和条約の締結に関する調書VII』(巖南堂書店、2002年)118-122頁。
- 4) 「アテンション」という語は「注意力」や「心の傾注」の意味で使用した。これに関しては、市村弘正・杉田敦『社会の喪失—現代日本をめぐる対話』(中公新書、2005年)214頁。
- 5) 和田春樹『朝鮮戦争全史』(岩波書店、2003年)16頁。この著書より前に出版されたものに『朝鮮戦争』(岩波書店、1995年)がある。いずれも米国政権内の動きや北朝鮮指導部と旧ソ連、中国とのやり取りに関する資料などを用いたすぐれた研究である。他の日本の研究者によってなされた朝鮮戦争に関する研究として、次のようなものがある。永井陽之助『冷戦の起源—戦後アジアの国際環境—』(中央公論社、1978年)。大森実『朝鮮の戦火(戦後秘史8)』(講談社文庫、1981年)。小此木政夫『朝鮮戦争』(中央公論社、1986年)。菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』(ミネルバ書房、1992年)。赤木莞爾『朝鮮戦争』(慶応義塾大学出版会、2003年)。
- 6) Bruce Cumings *The Origins of the Korean War vol. 1: Liberation and the Emergence of Separate Regimes, 1945-1947* (Princeton University Press, 1981)。ブルース・カミングス『朝鮮戦争の起源1—1945年—1947年解放と南北分断体制の出現』(鄭敬諱・林哲・加地永都子訳、明石書店、2012年)。
- 7) 中塚明・井上勝生・朴孟洙『東学農民戦争と日本』(高文研、2013年)。朝鮮政府軍と日本軍4千名が3~4万名の東学徒を「開化」の象徴である機関銃で虐殺した。名称こそ日清戦争だが、その実情は、最多の「戦死者」を出したのも、戦場化したのも日本でも清国でもなく朝鮮だった。そして、東学農民戦争は日清戦争下、朝鮮半島で展開された朝鮮政府軍と日本軍による東学徒虐殺という性格ももっている。
- 8) 前掲書、吉田茂「サンフランシスコ講和条約演説文(1951年9月7日)」。
- 9) 中野好夫・新崎盛暉『沖縄問題二十年』(岩波新書、1965年)59-60頁。
- 10) 曾建民「台湾におけるアメリカの五十年」『沖縄シンポジウム報告書』(国際シンポジウム「東アジア冷戦と国家テロリズム」日本事務局発行、2000年)95-100頁。
- 11) 「JACAR.Ref.B02031290100 本邦内政関係雑纂/植民地関係第五卷(A-5-0-009)(外務省外交史料館)」。
- 12) 「JACAR.Ref.A04010433200 内務省警保局『昭和十二年四月 外事警察報第177号』124-130頁、『昭和十二年九月 外事警察報第182号』1-31頁、(国立公文書館)」。
- 13) 「JACAR.Ref.C13071218300 吉林、間島、通化三省治安肅正の大要 昭和14年10月~16年3月『第5討伐成果』(防衛省防衛研究所)。かつては共に抗日戦争を戦い、金日成の側近だった武亭は、中国共産党軍の「長征」の際、毛沢東の参謀の一人であった。しかし彼は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が樹立した後は、金日成と対立し、肅清されることになる。
- 14) 「大韓民国臨時政府資料集」(第25巻中国の認識「I 韓国独立運動支援と関連する認識」「韓国独立党の援助問題を全担する中国国民党中央組織部長朱家驊が送った手紙」(国史編纂委員会韓国史DB <http://db.history.go.kr/>) [http://www.history.go.kr/url.jsp?ID=NIKH.DB-ij\\_045\\_0010\\_00250](http://www.history.go.kr/url.jsp?ID=NIKH.DB-ij_045_0010_00250) (accessed 2013.11.02))。蒋介石は、朝鮮独立運動勢力のなかの共産党勢力を警戒しつつも、金九の上海臨時政府を積極的に支援した。
- 15) 朴明林『한국전쟁의 발발과 기원(朝鮮戦争の勃発と起源)1』(나남출판、1996年)、和田春樹『北朝鮮現代史』(岩波新書、2012年)参照。
- 16) 南基正「東アジア休戦システムの中の朝鮮半島と日本」立命館大学コリア研究センター『コリア研究』(第2巻、2011年)29-37頁。
- 17) 丸川哲史『冷戦文化論』(双風舎、2005年)20頁。さらに、洪聖恩『秘史北緯38度線』(三協文化史、1954年)によれば、38度線は12の川と75以上の小川、多くの山々と104の地方道路、15の幹線道路、6の鉄道を切断したのであり、その起源は日露戦争開戦直前まで、38度線をもって朝鮮半島を両分しようとした山県有朋がロシアとの妥協案として秘密協定を結んだことに遡る。
- 18) 軍は沖縄住民に対して「真に六十万県民の総蹶起を促し以て総力戦態勢への移行を急速に推進し軍官民共生共死の一体化を具現化し如何なる難局に遭遇するも毅然として必勝道に進進するに至らしむ」ることを方針として臨んだ「JACAR.Ref.A06030046800、報道宣伝防諜等ニ関スル県民指導要綱(1944年11月18日)秘密戦ニ関スル書類(国立公文書館)」参照。「本土決戦」に備えて正規の軍人だけではなく、学生や民間人をも根こそぎ動員するために『戦時教育令』(1945年5月22日-学徒隊編成の命令)と15歳から40歳までの男子、17歳から40歳までの女子をすべて「国民義勇戦闘隊」に編成する『義勇兵役法』(1945年6月22日)などが作られた。「JACAR.Ref.A04017742800、御署名原本・昭和二十年・勅令第三二〇号・戦時教育令(国立公文書館)」や「JACAR.Ref.A04017708200、御署名原本・昭和二十年・法律第三九号・義勇兵役法(国立公文書館)」参照。
- 19) 富山一郎『戦場の記憶』(日本経済評論社、2006年)167頁。
- 20) 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』(東京大学出版会、1966年)495-498頁。この上奏文は、敗戦後の最大の関心事項である「国体護持」を脅かす要素として「共産革命」をあげている。近衛が、勝利の見込みのない戦争をこれ以上継続するのは、共産革命の危険性をさらに高めることになりかねないとして、国体護持の立場からも、一日も早く戦争終結の方途を講ずるべきだと進言したものである。
- 21) 天皇のいう「戦果」については、明田川融『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』(みすず書房、2008年)338頁の第1章の注(73)参照。また、鈴木貫太郎著・小堀

- 桂一郎校訂『鈴木貫太郎自伝』（中公クラシックス、2003年）314頁、および、森元治郎『ある終戦工作』（中公新書、1980年）165頁参照。
- 22) 沖縄戦に関しては、大田昌秀編著『総史沖縄戦 写真記録』（岩波書店、1982年、増刷版、1994年）229-245頁の年表などが参考となる。とくに沖縄戦の戦闘経過については、きわめて要領よくまとめられているものとして嶋津与志(大城将保)『沖縄戦を考える』（ひるぎ社、1983年）88-89頁がある。
- ①前哨戦（3月23日～31日）：沖縄戦への準備砲撃と慶良間諸島の占領、補給基地の確保。
- ②沖縄本土上陸戦（4月1日～5日頃）：米軍の無血上陸・飛行場占領・本島南北の分断・軍政府と収容所の開設。
- ③北部山岳地帯、伊江島、津堅島の占領（4月5日～20日頃）。
- ④主力攻防戦（4月6日～5月末）：首里（守備隊司令部壕）北方主力陣地地帯の攻防戦・守備隊の主力部隊壊滅。
- ⑤島尻洞窟戦（6月初～22日）：守備隊の喜屋武半島への撤退作戦・米軍の馬乗り攻撃・守備隊の組織抵抗終了。
- ⑥掃討戦（6月23日～6月末）：喜屋武半島の掃討・7月2日、米軍の沖縄作戦終了宣言。
- 23) 長嶺秀雄『戦場：学んだこと、伝えたいこと』（新装版、並木書房、2003年）参照。
- 24) 当時に慶良間列島における日本軍側の戦力は、せいぜい「海上挺進戦隊、作業援助要員として沖縄本島から派遣された特殊水上勤務中隊（朝鮮人軍夫部隊）、これに島民動員による『一般協力』『防衛召集による増強処置』『防衛隊』『義勇隊』『青年女子』」にすぎなかった。明田川融『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』（みすず書房、2008年）44-45頁。
- 25) これに関しては、「JACAR.Ref.C12120148000、絶対国防圏の作戦 昭和19年2月 中央-戦争指導重要国策文書-985（防衛省防衛研究所）」参照。
- 26) いずれの文書も防衛庁防衛研究所図書館所蔵。これらの文書に対する解説などは、林博史「アジア太平洋戦争のなかの日本軍と民衆」関東学院大学経済学会研究論集『経済系』（第153集、1987年10月）に詳しい。
- 27) この「教令は沖縄戦で展開した住民も巻き込んだ根こそぎ動員を、本土決戦でも適用しようとしたもの」（大城将保）であり、「沖縄戦で行われた住民虐殺という皇軍の本質が文字として裏付けられた。本土が沖縄戦のように地上戦になれば、自国民の殺害が発生したことを証明する資料」（石原昌家）でもある『琉球新報』（電子版、2000年3月29日）。大城将保氏や石原昌家氏のいう「本土決戦」への言及は、それはそれで正しいと思うが、これに止まらない。なぜなら、沖縄全体の「強制された集団死」は済州島でも予備されていたからである。帝国日本の無条件降伏がなかったならば、済州島もまた「第2の沖縄」になった可能性は極めて高かった。実際、済州島でも第58軍司令部の指揮下に6万余名の兵力が駐屯していたし、司令部は沖縄同様、済州島を「根こそぎ」動員して「本土防衛」の「捨石」にする方針だった。
- 28) すでに、これに関する資料（証言も含めて）や研究は膨大な数にのぼるが、本稿で主に参照したのは、沖縄県教育委員会編『沖縄県史 第10巻各論編9・沖縄戦記録2』（沖縄県教育委員会、1974年）をはじめ、大田昌秀編著『総史沖縄戦 写真記録』（岩波書店、1982年、増刷版、1994年）、大城将保『沖縄戦』（高文研、1985年）、前掲書、富山一郎『戦場の記憶』、前掲書、明田川融『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』などである。
- 29) 本稿では、自らが進んで死を選んだ自発的な印象を与えかねない「集団自決」という用語ではなく、「強制集団死」という用語を用いることにする。「集団自決」という用語が使われるようになった理由については、前掲書、明田川融『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』、338-339頁（注2）を参照されたい。
- 30) 同上、明田川融『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』、「二章 沖縄戦」とくに、46-60頁、および注（2）を参照。
- 31) 1982年の「歴史教科書問題」で、中国や韓国から大きな反発があり、沖縄においても教科書の「住民虐殺」削除が問題となって、抗議集会や『沖縄タイムス』『琉球新報』などは、この問題を集中的に扱った。たとえば、『琉球新報』の「教科書の『住民虐殺』削除が問題化」という記事では当時の状況を次のように伝えている。「来年度から採用される高等学校の教科用図書のうち、歴史の教科書が、日本軍の大陸、東南アジア侵略を「進出」または「侵攻」と文部省教科書検定官によって書き改めさせられていたことが発覚、大きな外交問題に発展した。この過程で、日本軍による沖縄住民殺害についても、日本史の「脚注」に初めて盛り込もうとしたのに、文部省によって削り落とされたことが7月になって分かり、この復活をめぐって県民も立ち上がった。沖縄戦をどう教えるか、この教科書問題をきっかけに論議がかわされるようになった」（『琉球新報』電子版、1982年12月29日）。1982年の教科書検定一江口圭一が高校教科書『日本史』（実教出版）の脚注に書いた日本軍による住民殺害に関する記述一で沖縄戦における日本軍の「住民殺害」の記述が削除されたとき、沖縄からは「島ぐるみ」の抗議行動の結果、再び日本軍の「住民殺害」の記述を認めざるを得なかった。1983年には家永三郎が自ら著した『新日本史』で沖縄戦に関する記述の脚注に「日本軍のために殺された人も少なくなかった」との付け加えたことに対して、日本軍の住民殺害より多い「集団自決」を書き加えるようとする日本政府の「修正意見」を受けて、1984年日本政府を相手に教科書訴訟を起こした。集団自決に関しての判決文には、「集団的狂気、極端な皇民化教育、日本軍の存在とその誘導、守備隊の隊長命令、鬼畜米英への恐怖心、軍の住民に対する防諜対策、

- 沖縄の共同体の在り方など様々な要因が指摘され、戦闘員の煩累を絶つための崇高な犠牲的精神によるものと美化するのは当たらないとするのが一般的」とした。最高裁判所第三小法廷（1997年08月29日）「裁判全文」。http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js\_20100319120909797645.pdf（2013年11月15日閲覧）。この問題については、林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」『歴史学研究』（2007年9月号）を参照されたい。
- 32) この裁判は、2011年4月21日、最高裁で大阪地裁判決—「命令を発したことを直ちに真実であると断定できない」が、「集団自決」への関与は「十分推認できる」—を支持し、上告棄却を決定した。これをもって大江健三郎、岩波書店側が勝訴した一、二審判決が確定した。
- 33) 沖縄は決して被害だけではなく、アジアに対する加害が重層的に折り重なってつながっていることをチビチリガマにおける「強制的集団自殺」と日本軍の東アジア地域での蛮行との関連を例に論じ、沖縄戦の体験から東アジアの戦争の記憶をつなげようとした優れた論稿に、屋嘉比収「ガマが想起する沖縄戦の記憶」『現代思想』2000年6月号がある。
- 34) たとえば、「特集ドキュメンタリー 沖縄の勲章」(NHK、1969年10月5日放送)に登場する糸満のある老人のケースのように、実態とは程遠い「殉国美談」に脚色される場合が多い。この糸満のある老人の家族は、日本兵によって避難していた場所から追い出され、海辺の自然壕に入ろうとしたが、そこにも日本兵が占拠していたため入れず、家族5人が米軍による火炎放射でなくなった。しかし、この老人の家族は「日本軍に進んで壕を提供した戦争協力者」として「援護法」の適用を受けた。ほんの一例だが、この老人の家族のように実態は強いられる犠牲者であっても、敗戦後に行われた叙勲のための調査では、「祖国防衛のために軍民一体となって戦った」との観点から記録されて「殉国美談」に回収されていたことがわかる。
- 35) 石原昌家「『靖国の視座』による沖縄戦の定説化に抗して」『世界』767号、2007年7月）72頁。
- 36) 防衛庁防衛研究所戦史室編集『沖縄方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1968年）252頁。
- 37) 琉球新報社編『最新版 沖縄コンパクト事典』（琉球新報社、2003年3月）参照。
- 38) その一例として、1970年3月、渡嘉敷島の強制集団死事件の真相究明のために、沖縄の教職員が同事件にかかわった元隊長に対して聞き取り調査を開始したら、すぐさま生存者に対して「援護法」によって支給されていた遺族年金を返還するよう当時の立法院の保守議員から圧力をかけられた実例がある。石原昌家「米軍政下沖縄における『靖国神社合祀』問題（下）：『援護法』がもたらした『靖国神社合祀』」『沖縄国際大学社会文化学会』（第12巻第1号、2010年4月）81頁。
- 39) 鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』（岩波書店、2011年）90-94頁。
- 40) 「強制集団死」において、その強制力を構成する要素として「皇民化教育」、「軍官民の共生共死の強調」、「鬼畜米英に対する恐怖心助長」、「孤立された島の地理的状況」、「共同体の規制力」、「自決現場に立ち会った日本兵の存在」などがあったことは、このような立場にたつ研究者の共通する見解のように思われる。「集団自決」の再検討—沖縄戦の中のもうひとつの住民像—歴史科学協議会編『歴史評論』（1992年2月号）85頁。宇根悦子「捨石作戦と強制的集団死」『沖縄を深く知る事典』（日外アソシエーツ、2003年）36頁。
- 41) 石原昌家「米軍政下沖縄における『靖国神社合祀』問題（下）：『援護法』がもたらした『靖国神社合祀』」『沖縄国際大学社会文化学会』（第12巻第1号、2010年4月）34頁。
- 42) 屋嘉比収「9.11後の『人間の安全保障』について沖縄からどう考えるか？」（明治学院大学国際平和研究所『PRIME』17号、2003年）55頁より示唆を得た。
- 43) Charlmers Johnson. Blowback ; The Costs and Consequences of American Empire (New York : Henry Holt and Company, 2000), 鈴木主税訳『アメリカ帝国への報復』（集英社、2000年）76頁。ちなみに、駐韓米軍基地問題に取り組んだ韓国の市民運動も沖縄の政治文化に共鳴し、沖縄の基地問題への取り組みや1995年の沖縄民衆の決起に衝撃と示唆を得て、持続的な交流がなされている。これに関しては、新崎盛輝「東アジアの平和と沖縄」（大田昌秀他『沖縄の自立と日本』岩波書店、2013年）115-116頁参照。
- 44) 新川明「『祖国』意識と『復帰』思想を再審する」（同上、大田昌秀他『沖縄の自立と日本』）73頁。
- 45) 前掲書、鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』、とくに（I「『占領』という檻のなかで」二「焦点となった復帰」）50-88参照。
- 46) 台湾に住んでいる人々を指す用語が時代や立場によって異なる。一般的に「台湾人」というのは、現代台湾住民についての非公定呼称であり、民主化以前、中国国民党政権は「われわれはみな中国人」であったが、「台湾住民内部を区別する用語としては〈外省人〉（大陸籍の住民）、〈本省人〉（台湾省、台北市、高雄市籍の住民）、〈山胞〉（先住民族）が使われている。これは日本植民地統治下での台湾住民の公定呼称が〈内地人〉（日本人）、〈本省人〉（漢族系の住民）、〈生蕃〉（のちに〈高山族〉と呼ばれた先住民族）と分けて呼ばれていたのと同じ構造である。いずれも、「台湾住民の総称にも、エスニック関係を意識した呼称においても、何らかの独自のアイデンティティを想定させるような呼称を避けているのが特色である」梅棹忠夫『新訂増補 世界民族問題事典』（平凡社、2002年）633-635頁。
- 47) 国立編訳館『台湾国民中学歴史教科書 台湾を知る』（蔡易達・永山英樹訳、雄山閣出版、2000年）105-107頁。
- 48) 本稿では、とくに断らない限り台湾とは台湾移転以降の

- 中華民国政府が実効支配を続けている全領域のことを意味し、中国または大陸とは中華人民共和国とはほぼ同義語である。中華民国政府とは、中華民国国民政府（1928年に正式に成立した南京政府）以降の中華民国政府を指しており、その実効支配領域の文化や国際的承認の多寡を問わず、便宜上国民党政府と表記する。
- 49) 王甫昌『갈등의 정체성 : 현대 대만사회의 에스닉 상상 (葛藤の正体性：現代台湾社会のエスニック想像)』(池恩周訳、ナナム、2008年) 89-90頁。
- 50) 朴允哲「대만 2.28 사건과 민주화 시기의 과거 청산 : 2.28 사건 보상조례를 중심으로 (台湾 2.28 事件と民主化時期の過去清算 : 2.28 事件補償条例を中心に)」『4.3 과역사 (4.3 と歴史)』(第 2 号、済州 4.3 研究所、2002 年) 221 頁。
- 51) 何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエイルノポリティクス』(東京大学出版会、2003 年) 252 頁より転掲。
- 52) 金貞和によれば、戦後台湾接收の方法をめぐって国民党政府内部でも意見が分かれていたという。台湾出身者らは台湾省を回復させ、「臺人治臺」方針を主張したが、大陸出身者らは台湾が 50 年間も帝国日本の植民地統治下に置かれていたため、特別な統治体制が必要と主張した。金貞和「2.28 대만민중항쟁과 대만인의 臺灣意識 (台湾民衆抗争と台湾人の台湾意識)」『史林』(Vol.29、首善史学会、2008 年) 205-211 頁。
- 53) 前掲書、何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエイルノポリティクス』225-227 頁。台湾人(本省人)は国民党官吏を「豚官僚」と呼び、台湾語の「猪肝(豚レバー)」と「猪官(豚官僚)」との発音が同じことから、台湾人の食堂では「猪肝湯」というスープを注文するときは「陳儀湯」と呼んでも通用するという噂が広がったという。さらに「光復」という言葉にも皮肉の意味が込められるようになり、『和平日報』の読者投書には、「光復! 日本精神の一掃! といふ事は中国本来の姿に立ち返るといふ事であり、世界周知の中国の癌たる貪官汚吏、ペスト、コレラ等、非文明への逆行を意味するのではあるまい」といった風刺が語られるという具合である。
- 54) 同上、1 頁。
- 55) 同上、255-256 頁。帝国日本は植民地統治期に独立運動勢力の排除といわゆる「人的資源(兵士)」を管理するために「朝鮮寄留制度」を実施した。「朝鮮寄留令ヲ定ム」(1942.9.26 制令第 32 号)。その第一条には、「九十日以上居住スル目的ヲ以テ本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ定メタル者ヲ寄留者トス。本籍ナキ者、本籍分明ナラザル者又ハ日本ノ国籍ヲ有セザル者ニシテ九十日以上居住スル目的ヲ以テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ定メタルモノ亦同ジ」とあり、その理由は「徴兵制度其ノ他人的資源ヲ基調トスル各種重要制度ノ企画及実施ニ資スル為朝鮮ニ於テモ寄留制度ヲ設クルノ必要アルニ依ル(傍点—引用者)」ためであった。「JACAR.Ref.A 03010065200、公文類聚・第六十六編・昭和十七年・第百六卷・司法二・民事二(民法二・人事訴訟手続法・登記・抵当—財産(国立公文書館)」。さらに、満州国では中国人労働者と「国内」労働者の管理を目的とした指紋登録から 1943 年の「国民手帳法」を実施した。民族別の差別統制、独立運動勢力の割り出しのために「国民手帳制度」という指紋捺印と身分証明を実施する(遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010 年)。この制度は、後の韓国で共産主義者の排除や国民統制を目的とする「住民登録証」制度に援用される。
- 56) 徐勝「台湾『戒嚴時期叛乱暨匪諜不當審判案件補償條例』の研究—その成立と改正をめぐって」『立命館法学』(2000 年、3・4 号上巻 <271・272 号>) 482 頁。
- 57) 陳翠蓮「歴史正義困境：族群議題與二二八論述」『歴史館学術集刊』(第 16 期、2008 年) 184-188 頁。
- 58) 박강배 (GangBae-Park) 「타이완사람들의 기억과 기념 : 대만 2.28 기념관 (台湾人の記憶と記念 : 台湾 2.28 記念館)」全南大学校 5.18 研究所『민주주의와 인권 (民主主義と人権)』(第 5 卷 2 号、2005 年) 235 頁。
- 59) 廖蓋隆編『中国共産党史 1919-1991』(정성태 訳、ノクト、1993 年) 232-234 頁。
- 60) 同上、232-234 頁。
- 61) 馮守娥「대만의 백색테러와 여성 (台湾の白色テロと女性)」済州 4.3 研究所編『동아시아의 평화와 인권 (東アジアの平和と人権)』(歴史批評社、1999 年) 202-203 頁。
- 62) 戴天昭『台湾戦後国際政治史』(行人社、2001 年) 528-530 頁。
- 63) 2.28 事件と白色テロ事件に対する補償に関しては、前掲、徐勝「台湾『戒嚴時期叛乱暨匪諜不當審判案件補償條例』の研究—その成立と改正をめぐって」に詳しいが、池恩周「신생민주주의 과거청산의 정치적 동학 : 한국과 대만 사례를 중심으로 (新生民主主義 過去清算の政治的動学 : 韓国戸台湾んの事例を中心に)」『國際政治学論叢』(第 49 集、5 号、2009 年)、朴允哲「대만 2.28 사건과 민주화 시기의 과거 청산 : 2.28 사건 보상조례를 중심으로 (台湾 2.28 事件と民主化時期の過去清算 : 2.28 事件補償条例を中心に)」『4.3 과역사 (4.3 と歴史)』(第 2 号、済州 4.3 研究所、2002 年) も合わせて参考した。
- 64) 前掲書、何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエイルノポリティクス』310-312 頁。
- 65) 済州島が戦略上、注目され始めたのは 1937 年 8 月中旬からだといわれている。日中戦争が本格的化するなか、日本海軍が 1937 年 8 月 15 日より最新型の第 96 式陸上攻撃機を利用して、中国国民党政府の首都である南京に対する爆撃を開始した。長崎県の大村航空基地から出撃した戦闘機の帰還する場所が済州島の航空基地だった。日本本土からすれば中国中部に近い場所が済州島だったからに他ならない。南京から済州島までの距離が約 700km だった。海上爆撃のための拠点として済州島が注目された。済州島が地上戦を支援するための爆撃基地としての戦略的位置にあった。李鐘國『일본군외조선침략사 (日本軍

- の朝鮮侵略史) 2』(日月書閣、1989年) 98頁。
- 66) 「JACAR.Ref.C12120128100 2. 決号作戦準備要綱/作戦要綱大本営本土決戦準備 (防衛省防衛研究所)」。『決号作戦』決1号 (北海道、樺太及千島列島方面)、決2号 (東北地方)、決3号 (関東地方)、決4号 (東海地方)、決5号 (近畿四国地方)、決6号 (九州地方)、決7号 (朝鮮方面)。
- 67) 日本軍の陳地建設に強制的な住民動員は「国民職業能力申告令」によるもので、15歳から50歳までだが、済州島ではすでに強制徴用や徴兵によってサハリンや北海道の炭鉱、南陽群島に送られていたので、働き手が不足していたため最高70歳までが動員される場合もあった。済州4.3事件真相究明及び犠牲者名誉回復委員会『済州4.3事件真相調査報告書』2003年 (以下、『調査報告書』と略記) 61頁。その具体的な内容に関しては、「JACAR.Ref.A03022335200、御署名原本・昭和十四年・勅令第五号・国民職業能力申告令 (国立公文書館)」参照。
- 68) 海軍特攻基地 (第45・119・120震洋隊—第45震洋隊は通称村山部隊と呼ばれ、1945年2月20日日本で編成され、2月25日には朝鮮の鎭海警備部に配属、4月8日に済州島の城山浦 (ソンサンポ) に配置、総員188名、第119震洋隊は田中部隊で3月20日編成、3月25日鎭海警備部に配属、4月9日に済州島の西歸浦 (ソギポ) に配置、総員、187名、第120震洋隊は小野部隊と呼ばれ1945年3月25日編成、4月29日高山里 (コサンリ) に総員191名が配置された。震洋会編集『人間兵器震洋特別攻撃隊: 写真集』(国書刊行会、1990年) 参照。
- 69) 「JACAR.Ref.C13070053900、機密作戦日誌 (乙綴) 朝鮮を中心とする方面軍の情勢判断 築参電第8959号 昭和20年7月 (防衛省防衛研究所)」。
- 70) 前掲書、『調査報告書』62頁。
- 71) (E. Grant Meade, *American Military Government in Korea* (New York: King's Crown Press, Columbia Univ., 1951), p. 185. 引用は、同上、『調査報告書』72-73頁より孫引)。
- 72) 同上、『調査報告書』75頁。
- 73) 以下の4.3事件の経過については、同上、『調査報告書』と『済民日報』4.3取材班『済州島4.3事件』第1巻・第4巻 (金重明・文純實訳、新幹社、1994・1998年)、『済州4.3資料集 米軍政報告書』(済州4.3研究所、2000年)、『済州4.3資料集Ⅱ—米国務省済州島関係文書』(済州4.3研究所、2001年) を参照・引用した。
- 74) 「済州4.3事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」(制定2000.1.12 法律第6117号、改定2007.1.24 法律第8264号)。「国家法令情報センター」(<http://www.law.go.kr> 2013年11月1日閲覧)。
- 75) 「米軍政情報報告書1948年6月11日付」(Hq. 6th Inf Div, USAFIK, G-2 Periodic Report, No. 966, June 11, 1948)。前掲書、『調査報告書』223頁。
- 76) 「米軍政報告書」(Hq. USAFIK, G-2 Periodic Report, No. 1015)、同上、『調査報告書』298頁。
- 77) 同上、『調査報告書』298頁。
- 78) 済州4.3委員会に申告受付された現状をみると、討伐隊と武將隊による民間人被害者は78.1%対12.6%の比率で、軍・警察、右翼団体の被害者数は759名である。討伐隊による被害者は78.1% (1万955名)、武装隊による被害者は12.6% (1,764名)、その他0.3% (43名)、空欄処理9% (1,266名) などで、政府軍と武装隊による民間人被害は8:2の比率だった。同上、『調査報告書』371、373-376頁。
- 79) 「施政一般に対する諭示の件(2): 제주특별소탕경찰대1,000명파견에 관한 건 (제12회)」『국무회의록 (제2회)』(『国家記録院 <http://theme.archives.go.kr/next/pages/viewer/archiveViewer.jsp?archiveEventId=0028625705&singleData=Y> 2013年11月10日閲覧。米国の援助と関連して、1947年3月28日には李承晩と米陸軍次官ドレイパー (William H. Draper) との会談で「韓国政府が樹立したら韓国人は快く米国が済州島に永久的な基地建設を賛成することに確信する」と発言した。(『漢城日報』1946년10월22일; Hq. USAFIK, G-2 Weekly Summary, No. 59, October 31, 1946.) さらに1949年8月には、李承晩と蒋介石の会談の席で、中国本土を攻撃する三つの戦闘爆撃機飛行団が駐屯する空軍基地を済州島に建設することを提案した。前掲書、『調査報告書』58頁。
- 80) 同上、『調査報告書』193頁。
- 81) 朴明林「民主主義理性と歴史理解: 済州4.3と韓国現代史」『제주4.3연구 (済州4.3研究)』(歴史批評社、1999年) 438頁。
- 82) 朴贊植「'4.3' 의 公的 인식 및 서술의 변화 (4·3의 公的認識および叙述の変化)」韓国近現代史学会編『韓国近現代史研究』(夏号、第41集、2007年) 174頁。

## 参考文献

- 明田川融『沖縄基地問題の歴史: 非武の島、戦の島』(みすず書房、2008年)。
- 石原昌家「『靖国の視座』による沖縄戦の定説化に抗して」『世界』(767号、2007年7月)。
- 石原昌家「米軍政下沖縄における『靖国神社合祀』問題 (下): 『援護法』がもたらした『靖国神社合祀』」『沖縄国際大学社会文化学会』(第12巻第1号、2010年4月)。
- 市村弘正・杉田敦『社会の喪失—現代日本をめぐる対話—』(中公新書、2005年)。
- 震洋会編集『人間兵器 震洋特別攻撃隊: 写真集』(国書刊行会、1990年)。
- 大城将保『沖縄戦』(高文研、1985年)。
- 大田昌秀編著『総史沖縄戦 写真記録』(岩波書店、1982年、増刷版、1994年)。
- 大田昌秀他『沖縄の自立と日本』(岩波書店、2013年)。
- 『沖縄を深く知る事典』(日外アソシエーツ、2003年)。
- 鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』(岩波書店、2011年)。
- 外務省編纂『平和条約の締結に関する調書VII』(巖南堂書店、2002年)。

- 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』(東京大学出版会、1966年)。
- 新崎盛輝他『観光コースではない沖縄—戦跡・基地・開発・離島—』(高文研、1984年)。
- 長嶺秀雄『戦場：学んだこと、伝えたいこと』(新装版、並木書房、2003年)。
- 中野好夫・新崎盛輝『沖縄問題二十年』(岩波新書、1965)。
- 中塚明・井上勝生・朴孟洙『東学農民戦争と日本』(高文研、2013年)。
- 富山一郎『戦場の記憶』(日本経済評論社、2006年)。
- 丸川哲史『冷戦文化論』(双風舎、2005年)。
- 林博史「アジア太平洋戦争のなかの日本軍と民衆」関東学院大学経済学会研究論集『経済系』(第153集、1987年10月)。
- 林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」『歴史学研究』(2007年9月号)。
- 藤田省三『藤田省三著作集5 精神史的考察』(みずず書房、1997年、初出は1975年)。
- 防衛庁防衛研修所戦史室編集『沖縄方面陸軍作戦』(朝雲新聞社、1968年)。
- 琉球新報社編『最新版 沖縄コンパクト事典』(琉球新報社、2003年3月)。
- 屋嘉比収「ガマが想起する沖縄戦の記憶」『現代思想』(2000年6月号)。
- 屋嘉比収「9.11後の『人間の安全保障』について沖縄からどう考えるか?」(明治学院大学国際平和研究所『PRIME』17号、2003年)。
- 和田春樹『朝鮮戦争全史』(岩波書店、2003年)。
- 和田春樹『北朝鮮現代史』(岩波新書、2012年)。
- Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War vol. 1 : Liberation and the Emergence of Separate Regimes, 1945-1947* (Princeton University Press, 1981). プルース・カミングス『朝鮮戦争の起源. 1 —1945年—1947年, 解放と南北分断体制の出現』(鄭敬謨・林哲・加地永都子訳、明石書店、2012年)。
- 洪聖恩『秘史北緯38度線』(三協文化史、1954年)。
- 李鐘國『일본군외조선침략사(日本軍の朝鮮侵略史) 2』(日月書閣、1989年)。
- 「済民日報」4.3取材班『済州島4.3事件』(第1巻・第4巻、金重明・文純實訳、新幹社、1994・1998年)。
- 朴明林『한국전쟁의 발발과 기원(朝鮮戦争の勃発と起源) 1』(나남출판、1996年)。
- 『済州4.3資料集 米軍政報告書』(済州4.3研究所、2000年)。
- 『済州4.3資料集Ⅱ—米國務省済州島関係文書』(済州4.3研究所、2001年)。
- 済州4.3事件真相究明及び犠牲者名誉回復委員会『済州4.3事件真相調査報告書』(2003年)。
- 南基正「東アジア休戦システムの中の朝鮮半島と日本」立命館大学コリア研究センター『コリア研究』(第2巻、2011)。
- 廖蓋隆編『중국공산당사(中国共産党史) 1919-1991』(정성태 역、녹두、1993년)。
- 戴天昭『台湾戦後国際政治史』(行人社、2001年)。
- 岡部達味編『中国をめぐる国際環境』(岩波書店、2001年)。
- 国立編訳館『台湾国民中学歴史教科書 台湾を知る』(蔡易達・永山英樹訳、雄山閣出版、2000年)。
- 何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエイルノポリティクス』(東京大学出版会、2003年)。
- 馮守娥「대만의 백색테러와 여성(台湾の白色テロと女性)」済州4.3研究所編『동아시아의 평화와 인권(東アジアの平和と人権)』(歴史批評社、1999年)。
- 徐勝「台湾『戒厳時期叛乱暨匪諜不當審判案件補償條例』の研究—その成立と改正をめぐって」『立命館法学』(2000年3・4号上巻<271・272号>)。
- 曾建民「台湾におけるアメリカの五十年」『沖縄シンポジウム報告書』(国際シンポジウム「東アジア冷戦と国家テロリズム」日本事務局発行、2000年)。
- 박운철 (YounChul-Park) 「대만2.28사건과 민주화시기의 과거청산: 2.28사건 보상조례를 중심으로(台湾2.28事件と民主化時期の過去清算: 2.28事件補償条例を中心に)」『4.3과역사(4.3と歴史)』(第2号、제주4.3연구소、2002年)。
- 박강배 (GangBae-Park) 「타이완사람들의 기억과 기념: 대만2.28기념관(台湾人の記憶と記念: 台湾2.28記念館)」全南大学校5.18연구소『민주주의와 인권(民主主義と人権)』(第5巻2号、2005年)。
- 王甫昌『갈등의 정체성: 현대 대만사회의 에스닉 상상(葛藤の正体性: 現代台湾社会のエスニック想像)』(지은주訳、나남、2008年)。
- 김정화 (JungHwa-Kim) 「2.28 대만민중항쟁과 대만인의臺灣意識(台湾民衆抗争と台湾人の台湾意識)」『史林』(Vol. 29、수선사학회、2008)。
- 陳翠蓮「歷史正義困境: 族群議題與二二八論述」『歷史館學術集刊』(第16期、2008年)。